

第12回社会保障研究所シンポジウム

テーマ	「福祉国家の次の段階 ——福祉政策の総合化と高次元化——」
レポート	丸 尾 直 美
コメント	馬 場 啓 之 助
”	高 橋 紘 士
司 会	大 熊 一 郎

〔レポート〕 福祉国家の次の段階

——福祉政策の総合化と高次元化——

丸 尾 直 美

I 福祉政策の行き詰まりとその打開の方向

最近、社会保障を中心とする福祉政策が行き詰まりの感があると言われている。日本だけではなく、福祉国家の代表国と見られているスウェーデンでは、社会保障費用が国民所得の25%、社会保障の範囲を広くとる勘定の仕方によっては30%ほどに達している。それに伴い租税および税外負担があまりに重くなり、勤労意欲にも悪影響が出るなど、いろいろな面で福祉政策も福祉国家も行き詰まっているのではないかという考えがある。

そこで再びもう一度、自由主義的な方向に戻るべきではなからうかという新自由主義の主張と、いよいよ今度こそ資本主義が行き詰まったから、資本主義体制そのものを根本的に変えなければならないのではないかという、マルクス主義的な主張がよみがえってきている。しかし、私の考えはそうではない。福祉国家の行き詰まりと言われているような状況の中にも、福祉国家の次の段階を示唆する動きがあるので、そういう動きを発展させて、福祉国家の次の段階とも言えるものに進むことによって現在の福祉政策のジレンマを克服できるというのが、私の考えである。それが私の問題意識であり、問題提起である。

そういう非常に大きなテーマなので、テーマを絞り切れてない感じがするが、とくに強調したい点は次の3点である。第1に、福祉政策をインテグレートすることに

よって、かなり福祉費用の膨張の抑制と、福祉の給付および負担の公正化等に役立つのではないかということである。

この総合化（インテグレーション）という発想は、OECDの社会政策のインテグレーションのプロジェクトで打ち出されている考えで、馬場先生が委員長をされている国民生活審議会の総合社会政策委員会の発想でもある¹⁾。そこで勉強させていただいたことも頭に置いて福祉政策のインテグレーション・モデルとも言えるべきものを示して福祉政策のジレンマを克服する方向を示唆したい。

第2にそういう各種の福祉政策をインテグレートしていったら、問題に対処するということから、さらに進んで現在の所得再分配型の福祉国家を越えることによって、所得再分配型の福祉政策のジレンマを越える方向を示唆したいと思う。いまの福祉国家の行き詰まりというのは、あまりにも再分配型の福祉改革であるから、行き詰まっているので、そこで所得再分配型から、ストック再分配型の方向へ進むことによって、1つの打開の道があることを示すことがこの報告の第2の主張である。この点で興味あることは、所得再分配が行き詰まったことで、ストック再分配の物的条件が備わってきていることである。しかしそれはマルクスが言うような方向（つまり労働階級のプロレタリア化の進行が体制変革の条件になるとの

1) 国民生活審議会（委員長・馬場啓之助）『総合的社会政策』。

考え)への発展ではなくて、むしろ逆に、労働階級の圧力等の結果として所得の再分配が進んだことが、資産再分配の条件を生んだという考えである。いま北欧、オランダ、西ドイツ等に出て来ている資産再分配構想、あるいは労使共同所有構想の方向に1つの新しい展望があるという発想である。その考えを理論的に整理してみた。

第3は社会学的な発想であって、今日の福祉国家をはじめとする、先進諸国の危機、あるいは混迷の根底には、社会学で言う社会的インテグレーションの崩壊というか、低落があるのではないかと考える。要するに均衡と統合(インテグレーション)の喪失が混迷であるが、その均衡とインテグレーションを再興することによって、そこに新しい展望が開けるという考えである。そのインテグレーションの再興を全体主義的な方向とか、市場メカニズムに全面復帰という形ではなくて、従来の市場システムと、政治的な民主主義のシステムに加えて、その2つのシステムが重なり合う、一種の混合的な領域に、参加システムを導入することによって、新しい体制の展望が開けるのではないかと考える²⁾。

とくに理論的観点からみて興味深いことは、経済的インテグレーションあるいは総合システム化による効率化と、参加システムの発展による社会的インテグレーションの向上に成功すれば、今日の福祉国家における2つの難題——福祉政策費用の膨張とスタグフレーション——をともに緩和するのに役立つという点である。この点を示す「経済的社会的インテグレーション・モデル」とも言うべきものを提示したいと思う。

II 福祉政策の総合化と高次元化の意味

まず最初に、福祉政策の総合化の意義・効果を考える。本報告でいう福祉政策とは、OECDで言う社会政策である。だからその中には社会保障だけではなくて、雇用政策、環境政策、教育・文化政策なども含むが、先にも述べたように、この報告では社会保障を中心に考える。

次に総合化とはインテグレーションの訳語である。その意味は第1に、トータルあるいは包括(comprehensive)と言う意味があるが、むしろ中心はコーディネーションあるいは整合化することである。政策相互間の有機的関連をつけて整合する。そのことによって効率化し、公正化するということが主な目的であると思う。

2) このような参加システムと経済体制との関係については、拙稿「混迷下の新しき参加システム」(『同盟』1978年2月号所載)および「経営参加のメカニズム——経済学的アプローチ——」(『経済学論叢』中央大学1977年3月号所載)を参照されたい。

第2にインテグレーションという言葉は、社会福祉の分野では、分離主義に対するインテグレーションの意味で使う。たとえば身体障害者を一般学校の一般の教室で教育することを、インテグレーション教育と言ったりするが、そういう意味のインテグレーションという意味も、福祉政策でこの言葉を用いるときには含む場合がある。

第3に社会学等ではインテグレーションというのは、社会的総合であり、社会的合意の形成でもある。OECDのいう社会政策のインテグレーションの中には、この意味は少なくとも入っている。

第4にインテグレーションという言葉は、単なる総合ではなくて、やはりジンテーゼとしての総合化を意味している。あるいは高次システム化を意味していると考えてよいのではないかと思う。

だからインテグレーションを、十分に進めていけば、それ自体が高次元化になるわけだが、この報告で言う福祉政策の高次元化の意味は、インテグレーションと言う意味以上のものである。すなわち、第1に、従来の福祉国家というのはナショナル・ミニマム保障型の福祉国家だった。日本の場合はナショナル・ミニマムの保障型の福祉国家の段階にまで達成されていないから、それ以上のことを言うのは、少し早い感じがするが、この点での高次元化とはナショナル・ミニマムプラスゆとりのある生活を、福祉政策として追求するということである。

第2に従来の福祉政策というのは、どうしても物質や、所得の保障が中心であった。そういうものに加えて生活の質ともいうべきものの改善を積極的に追求するというのが高次元化の第2の意味である。

第3にこれまで考えられていた福祉国家では、先ほど言ったようにフローの再分配中心の型であったが、それをストック再分配型にまで高めていく。もちろん従来の所得再分配を否定するのではなくて、それを包含して、それに加えてストックの再分配を進めるという考え方である。このことによって所得再分配の行き詰まりと、無理な所得再分配による経済効率への悪影響やインフレへの悪影響を克服する可能性が開ける。

第4に福祉国家への1つの批判として、混合経済化による集権化と官僚主義化の問題があるが、それに対処するために参加システムを導入することによって、そこに1つの新しい高次のシステムを考えていこうということである。

III 福祉政策総合化（インテグレーション） の経済的意義

まず福祉政策総合化への要請がなぜ生まれてきたかという、長期的には何と言っても1つは高齢化の進行と、幾分短期的には経済成長の減速に伴う福祉政策費の比重（対 GNP 比あるいは対国民所得比）の増大である。ここに1つ簡単な計量式を例として挙げておく。これは全日本総同盟の福祉ビジョン研究と、その前の社会経済国民会議の研究、人口高齢化と経済成長率の低下が社会保障費の比重を高めることを示唆するための例として挙げたものである。

① 社会保障給付費の対 GNP 比

$$= -2.43117 + 0.0333871n - 0.0225463\dot{Y} \\ + 1.10100v + 0.421812g$$

(重相関係数=0.9752, D. W.=2.0278)

② 社会保障給付費の GNP 比

$$= -2.32672 + 1.51249n - 0.0434581\dot{Y} \\ + 3.15333m + 0.434243g$$

(重相関係数=0.947088, D. W.=1.7274)

- n : 65歳以上の高齢者の人口に占める比率
 g : 社会保障支出の政府予算に占める比率
 $\dot{Y}$: 実質経済成長率
 m : 平均家族数

つまりスタグフレーションになって成長率が鈍化し、失業率が増え、しかも高齢化社会となると、社会保障の対 GNP 比が非常に大きくなり、財政赤字の増大とか、高負担への不満など行き詰まりがでてくる。その場合、高齢化の進行は避けることはできないが、経済均衡を回復することによって、社会保障の対 GNP 比が大きくなり過ぎることを、ある程度防ぐことが期待される。

福祉政策の総合化が福祉と効率の改善に役立つ例としては、たとえば雇用政策と社会保障の総合化である。日本の場合社会経済国民会議の最近のアンケートの調査で見ると、55歳ぐらいの勤労者97%の人が仕事に生き甲斐を見い出している³⁾。あるいは何らかの意味で見い出している。そういう人々にはできる限りやり甲斐のある仕事で働いてもらって、仕事と年金とをうまく結び付けていく。つまり雇用政策と年金政策の総合化である。その結びつけ方にいろいろな方法がある。その1つは退職と年金受給年齢の伸縮化という、スウェーデン型の方式である。これは基準年（たとえば65歳）を決めて、そ

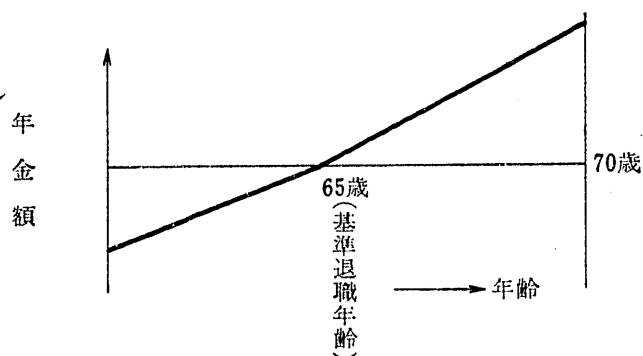


図1 スウェーデン型伸縮退職・年金制度

れより早く退職すると図のように月々の年金は少なくなる（図1参照）。逆に基準年以上長く働くとその間、給料だけだけれど、退職後の年金は多くなるという制度である。もう1つは部分退職と部分年金とを組み合わせる方法である。これはごく最近スウェーデンで導入された方式である。スウェーデンはこの2つの方式を併用している。部分退職・部分年金の組み合わせ方式の原理は、図2のとおりであり、要するにある年齢以後、だんだんパート就職にしていって、最適量の仕事を行ない、年金を部分的にもらうわけである。日本の在職年金に似ているが、在職年金の場合はそれが低賃金政策に悪用されたり、いろんな問題が出てくるが、そうした点を配慮をして、部分年金と部分退職を合理的に組み合わせるといのが雇用政策と社会保障の総合化の1例である。そういうことをやることによって、たとえばこの場合には人々の中で福祉給付を受ける人々の割合が減ること、もう1つは高齢者であろうと、やはり働けば1人当たりの国民所得を増やすことになるから、次の(1)式の n （社会保障給付を受ける人口の総人口に占める比率）を小さくして、 y （国民1人当たりの国民所得）を高めることになる。そういうことによって α （社会保障費の対 GNP 比）は小さくなる。なお(1)式の n は社会保障

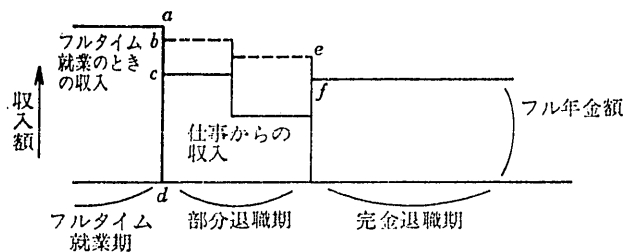


図2 部分退職・部分年金の組み合わせ制度（段階的退職制）の原理

スウェーデンの場合、 $\frac{bc}{ac}$ は60%である。つまり部分就業によって減少した所得の60%が部分年金として支給される。

3) 社会経済国民会議『変貌する労使関係——21世紀への長期予測』1977年刊参照。

給付を受ける人の割合である。 y は国民1人当たりの平均国民所得である。 b は給付を受ける人の1人当たり給付額である。これは賦課方式的に社会保障が行なわれている（つまり積立金の増減がない）を想定すれば、自明の定義式である。

$$\alpha = \frac{b}{y} n \dots\dots\dots (1)$$

時間変化率の形にこれをあらわすと、

$$\dot{\alpha} = \dot{b} - \dot{y} + \dot{n} \dots\dots\dots (2)$$

また、社会保障給付が賃金スライドで上昇する場合には、

$$\dot{\alpha} = \dot{w} - \dot{y} + \dot{n} \dots\dots\dots (2)'$$

- | |
|--|
| a : GNP あるいは国民所得に占める社会保障費の比率
b : 社会保障給付の受給者1人当たりの社会保障受給額
y : 国民1人当たりの名目 GNP または国民所得
n : 社会保障給付の受給者の人口に占める比率 |
|--|

・印は時間変化率を示す。

このように福祉政策のインテグレーションをうまくやることによって、結局、経済全体としての効率化に役立つ、社会保障の膨張を押さえる。しかも本人にとっては生き甲斐を与えて、好ましい効率を持たせることになる。

福祉政策の総合化（インテグレーション）が、福祉と効率に役立つ例はあらゆる分野にある。

もう1つの例は「医療制度と社会福祉施設および対人社会福祉サービスの総合化とシステム化」である。

日本では、これが、十分行なわれていないことが入院者の平均滞院日数を先進国の中でもっとも長くしている一因となっているのではないかといわれる。おそらく社会福祉政策と医療制度とを整合化して、その中間施設をつくり、有機的に結び付けて、入院の必要のない人は福祉施設やリハビリテーション施設に移したり、デイ・ホスピタル、デイ・ケア・センターや対人福祉サービスを強化して、在宅ケアに移すほうが本人にとっても好ましいし、社会にとっての総合費用の節約になる場合があることも、しばしば指摘される。あるいは保険制度自体も整合化すれば、入院しているほうが食費も要らず無料だから安くすむから本人も家族もなるべく長く入院させておく、というような不合理を避けていく。そういうふうに効率性とか、公正とか、本人の幸福等から考えて、もっとも合理的なシステムを採用していくことが福祉政

策の総合化の狙いである。

とくに社会福祉政策と医療の場合、基本的基準は全国的に統合化してやっていくが、実行は地域単位で総合化していくのいろいろな点で好ましいと考えられるようになってきている。つまり地域福祉、地域雇用、地域医療を総合化して、再編成化していくことによって、福祉と効率をともに改善する可能性があるのではないかという期待がある。

そうは言っても、イギリスのシーボーム委員会勧告と1970年のソーシャル・サービス法による再編成のように、対人福祉サービスを地域別に総合化したらかえって福祉費用が膨張したということがあるが、何でもイニシャル・コストというか、新しい制度を導入すると、導入コストがかかるが、それで駄目だということになってはいけないと思う。福祉政策の場合、とくに導入障壁と導入コストが大きいのが常であるから、福祉政策の総合化の場合、この点は十分考慮に入れておくことが必要である。

それからインテグレーションのもう1つの意味は、社会福祉という分離主義から総合主義への動きである。最近のスウェーデンのノーマライゼーションの思想はまさにこれである。たとえば身障者でも子供のときから、小学校から、あるいは幼稚園から、できる限り統合（インテグレーション）教育をする。そうすると誰もが身障者がいる環境というのがノーマルだと考えるようになる。だからその人達を差別する習慣というのがそもそも出ないし、そういう人達を助けながら育てていくというのがノーマルだと考えるようになる。いま日本で統合教育とか、何とかをやると、問題が生じてしまって、やはり駄目だということになるのだが、それはそもそもに差別意識があるからである。はじめから差別意識がなければうまくいく。そういうふうに当初からインテグレートしてノーマルにするということ、そこが大事なわけである。途中からだ導入障壁と導入コストがどうしても大きくなる。

これは環境づくりの場合もそうである。高齢者がいて、身障者がいて、乳母車で乳幼児を連れて歩く人やお腹の大きい妊産婦がいる。これがノーマルな環境だということになれば、そういう人が普通の生活ができるような街づくりをしなければいけないということになる。これも、たとえばいったんつくった地下鉄とかビルディングをそういう人々もつかえるようにと改装すると、大変な費用がかかるが、はじめからつくっておけばそれほどではない。

しかし分離主義にたいする統合主義という意味でのインテグレーションは効率化に役立つということは必ずし

も言えない。効率化とは対立するところがあるが、高齢者や身障者で働きたい人がある場合には、そういう人々が働けるように通勤環境や職場環境がつくられているとそうした人々にとってはもちろんのこと、効率上のマイナスも長期的には償われるであろう。

それから昔から言われる普遍主義と選別主義の総合化も行なわれてきている。これは年金制度で言うと、普遍主義（ユニバーサリズム）で最低限をまず保障する。その上のところは選別主義で、従前所得に比例的に保障するという形での、普遍主義と選別主義の総合化のほうへ向かっている。これは別の言葉で言うと、能力原理と必要原理の総合である。要するに最低限の、食うために必要なナショナル・ミニマムに関しては必要原理を適用する。それ以上のところに関しては能力原理（あるいは貢献度原理と言う）を付け加える。そういう形で総合していくことが分配の公正と効率の維持とを両立させることになる。

IV 社会的インテグレーションの意義

そのようにいろいろな意味での福祉政策の総合化の方法がある。その総合福祉政策を有効に行なうためには、参加が必要である。なぜかという、各種の政策を総合システム化するためには、それぞれの政策の関係者の話し合いによる調整が大切になるし、また、利害対立を調整し、社会的合意を形成するために参加システムが必要だからである。つまり参加は社会学的意味でのインテグレーションを促すことが期待される。本当に参加がうまくいくかどうかについてはかなりの問題がある。とくに導入障壁とコストが大きいので、導入段階で参加制度も挫折しやすい。しかし、導入時の困難を越えていくことによって、参加システムの効果が出てくるのではないということである。参加制度が社会的インテグレーションを高めることに成功すれば、それは今日の先進諸国を悩ましているスタグフレーションを脱却して緩和するのにも役立つであろう（後述）。

福祉政策のインテグレーションにはこのようにいろいろな意味があるが、とくに総合システム化という意味でのインテグレーションと社会的統合という意味でのインテグレーションを進めることによって、福祉費用の膨張とスタグフレーションの緩和に役立ち、その上、福祉政策の恩恵を受ける人々の幸福度を高めることが可能であろう。おそらくこれは馬場先生が委員長をやっておられる国民生活審議会で、今後そういう方向で福祉政策総合化の具体的方法を検討していられると思う。

V 福祉国家の高次元段階

北欧・イギリス等の福祉国家的国々では、福祉政策の総合システム化が進められたから、さらに福祉政策の高次元化とも言える政策が構想されはじめている。これが福祉国家の行き詰まりから脱却する道にもなることが期待される。前節までに述べた総合システム化も高次のシステムへの移行であるから高次元化への移行とも言えるが、そのほか次の2つの方向への高次元化の動きが、福祉国家の次の段階を示唆するものとして注目される。

その1つは、国民最低限（ナショナル・ミニマム）の所得や物的条件を保障することを目的とする福祉国家から、より高次の福祉を追求する福祉社会への動きである。

最近、たとえば、ウィリアム・A. ロブソンの『福祉国家と福祉社会』（1976年刊）⁴⁾という本が出たが、この中で従来の一部のもっとも恵まれない人々に対する、最低生活の保障という福祉政策から、すべての人々の生活の喜びを追求するような、福祉社会へ進まなければならないということを書いている。あるいはハロルド・ウイレンスキーは『福祉国家と平等』（1975年刊）という本の中でも、やはり福祉国家が魅力を失った理由として、教育ある人々は昔の福祉には興味を感じなくなっており、一言で言えば生活の質を追求する福祉社会に移行するということが、1つの道だと示唆している⁵⁾。福祉国家論者ではないけれどE. J. ミシヤンの『経済成長論議』という新しい本の中に出てくる、グッドライフ（good life）の社会⁶⁾というのは、まさに生活の質社会である。

そういう高次福祉の方向を展望する福祉国家でない、生まれたときから福祉国家に育って、社会保障の恩恵とか、いろんな福祉関係の恩恵を空気のように感じている若い世代の人々とか、ある程度豊かな教育のある中産階級の人々にとって福祉国家も福祉政策も魅力はない。だからたとえばスウェーデンの社民党路線をいままでのような形で進めていくと、若い世代や中産階級の支持を失ってしまう。そこでそのような人々の魅力をもかき立てるような福祉社会を展望しつついかなければならないということになる。これが1つの高次元化の意味である。

福祉政策および福祉国家の高次元化のもう1つの方向

4) William A. Robson, *Welfare State and Welfare Society*, George Allen & Unwin Ltd., 1976.

5) Harold Wilensky, *Welfare State and Equality*, University of California Press, 1975. とくに pp. 117-118 参照.

6) E. J. Michan, *Debate on Economic Growth*, George Allen & Unwin Ltd., 1977.

は、従来の所得再分配型の福祉国家から資産再分配型の福祉社会へとと言う構想である。先進諸国とくに福祉国家的と呼ばれる国々では、労働分配率も社会保障と累進課税による所得再分配も行くところまで行った感があり、これ以上の所得再分配は、勤労意欲や物価安定を損う可能性が大きい。

ジレンマの第1はよく言われるように、税金が高くなって、それによる勤労意欲の喪失ということがある。ちょっとオーバーに言われている面もあるが、そういう影響があることは否定できない。第2に所得税率が高くなると、税引き後の所得が少なくなるから、どうしても賃上げが過大になり、生産性の上昇率を大幅に上回る賃上げを促すことになる。そしてそれが物価にも非常に悪い影響を与えてくる。

第3に、「サマリタンのジレンマ」問題というものが出てくる。このサマリタンのジレンマという言葉はJ.M. ブキャナンの言葉である⁷⁾。

サマリタンとは、サマリア人であり、非常に善意な人ということだが、福祉政策にたとえると、非常に寛大な福祉政策をやる場合である。それを見込んで利用者のほうが悪用する。そのことによって福祉政策の善意が、あるいは意図した効果が損われる。そういうのをゲーム理論を使ってうまく説明したのがブキャナンの論である。事実、寛大な福祉政策をやると、そういう悪用者をたくさん出すというジレンマに悩まされるという問題がある。

VI 所得再分配福祉国家から 資産分配型福祉社会へ

このように所得再分配方式というのは、金を取る面でも、あるいは給付する面でも、ジレンマに逢着する。そこで所得再分配による予算化だけではなくて、それはそれであるところまで行なって、これに資産再分配を組み合わせれば能率や成長を損わずに分配の平等化を進めることが可能になるであろうし、勤労者の生活安定感も一層高まるであろう。北欧やイギリスでは自営所得を除いて計算すると、労働分配率は既に、80%以上になっている。しかも所得再分配が行なわれており、その上、雇用されて働く労働階級も今日では巨額の資産を持っており、したがって財産所得を得ている。したがって雇用所得（これを W とあらわそう）に労働階級の受け取る財産所

得（これを P_w とあらわそう）を加え、さらに所得再分配効果を計算に入れると、労働階級の所得の「資本家階級」にたいする所得の相対的分前は何十年か前の資本主義社会の場合に比べてはるかに大きくなっている。もっとも今日の先進諸国で「資本家階級」の所得といってもどこまでがこれに含まれるか判定し難いが、抽象化して考えて、国民が労働階級と資本家階級だけからなり、国民所得（ Y ）は労働所得（ W ）と資本所得（ P ）だけから構成されていると想定する。

$$Y = W + P$$

また、資本所得（ P ）が資本家階級が得る資本所得を P_c 、労働階級の得る資本所得を P_w とする。すなわち、

$$P = P_c + P_w$$

さらに、資本家階級から労働階級に再分配される純再分配額を B とあらわすと、労働階級の得る所得額と資本家階級の得る所得とは $(W + P_w + B) : P_c$ となる。したがって労働階級の貯蓄性向を S_w 、資本家階級の貯蓄性向を S_c とあらわすと、労働階級と資本家階級のそれぞれの年々の貯蓄額は次のようになる。

$$S_w(W + P_w + B) : S_c P_c$$

この場合、労働階級の貯蓄と資本家階級の貯蓄とどちらが大きいかは、両者の相対所得と貯蓄性向差に依存する。この関係を示したのが図3である。この図の横軸 OQ は労働階級と資本家階級の所得の総額をあらわし、 $W + B + P_w$ が労働階級の所得を、 P_c が資本家階級の所得をあらわす。縦軸は貯蓄額をあらわし、 $\angle S_w$ は労働階級の貯蓄性向を、 $\angle S_c$ は資本家階級の貯蓄性向をあらわす。したがって、 SR がそれぞれの貯蓄額をあらわしており、この図の場合、資本家階級の貯蓄額と労働階級の貯蓄額は等しい。ところが、労働階級の所得の相対的分前がこれより少しでも大きくなると、労働階級のほうが貯蓄総

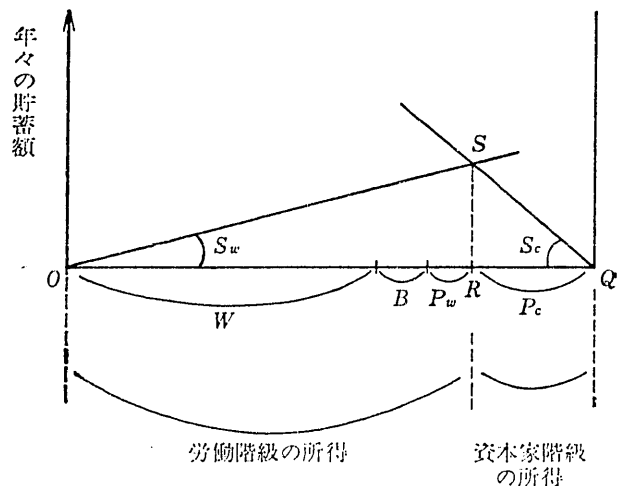


図3 所得分配と貯蓄の関係

7) J.M. Buchanan, "The Samaritan's Dilemma", S. Phelps (ed.), *Altruism, Moral and Economic Theory*. ブキャナンのこの論は、慶応大学で定例的に行なわれている社会選択研究会での山田太門氏の報告によって知ることができた。

額は多くなる。そうなった場合、貯蓄を資本所有に回せば、年々の資本所有の増分に関しては、労働側のほうが資本側より多くなる。その傾向が長く続けば資本所有そのものについても、労働側のほうが資本側より多くなるはずである。つまり労働階級の所有する資本のほうが資本家階級の所有する資本を上回るというパラドキシカルな結果になる。しかもこれは夢物語ではない。年々の貯蓄に関しては広義の労働階級の貯蓄は「資本家階級」の貯蓄を上回っている国が先進国の中には多いとみてよいだろう。資産所有そのものについても、たとえばドラッカーが「見えざる革命」の中で言っているように、勤労者の資産とも言える年金基金による株式所有は、アメリカの上場株式の約3分の1に達している。将来は、1980年代中頃には、2分の1になるだろうと言われている⁸⁾。似たようなことはスウェーデンでも言える。スウェーデンでは国民年金の付加年金(PTA)部分の積立金が既にGNPの3分の1以上になっていて、将来のピーク時には60%ぐらいになると言われている。労働階級のこの蓄積力をうまく使って資本所有に結び付けていけば、自動的に資産が再分配されていく。そうした資産分配を具体化する方法として、いろいろな形態の労働者株式所有案が、北欧、オランダ、イギリス、西ドイツ等で構想されている。とくにスウェーデンのメイドナー・LO案は1976年に国際的にも注目をあびた。メイドナーが原案をまとめ、若干修正してLO案として出された案は、労働者の共同基金を通じて株式を持っていこうとの構想であったが、もちろん、通常の従業員持株制による株式所有もありうる。イギリスで現在、法制化されようとしているのは従業員持株制に近く、オランダが労働党とキリスト教民主党との妥協によって導入しようとしているVADと呼ばれる労使共同所有制度は、スウェーデン型の労働者共同基金制度と通常の従業員持株制の折衷案であり、自動的に利潤の一部から積み立てられる従業員の基金を2つに分けて、一方を共同基金に、一方を従業員の持株にしようという制度である。

このように形態はさまざまであるが、資産分配構想が、所得再分配の行き詰まった感のある国々で一斉に出てきたのは決して偶然ではない。それは再分配政策の行き詰まりを超えようとする、1つの試みである。そしてそのための物的条件は、再分配が行き詰まるほど進んだことによって生まれている。そこに目を付ければ決してそれは行き詰まりではない。ここに、従来の所得再分配型福

祉国家を超える道がある。

VII 社会的インテグレーションと参加システム

最近の福祉国家的国々のもう1つの悩みは、社会的規律ないし社会的コントロールの弛緩とそれに伴う悪影響(能率の低下やスタグフレーション)である。労働者の欠勤率や離職率やサボタージュの増加など企業規律の低下はその徴候の1つである。また、社会圧力団体による競合の所得引上げや、政府の予算奪取り競争から生ずるスタグフレーションと財政赤字の慢性化も社会的コントロールのもう1つの徴候である。しかし、社会的コントロールを政治的規制によって強めようとすれば一層官僚主義になるというジレンマがある。「本質において、福祉国家のジレンマは社会的コントロールのシステムの緊張と限界の表明である」⁹⁾(モリス・ジャンビッツ)とも言える。

社会的コントロールないし社会的規律(social discipline)の喪失ないし弛緩は、社会学でいう社会的インテグレーションの低落のあらわれといえる。社会学で言う①社会的インテグレーションは、②経済領域での市場メカニズムと③政治領域での代議制民主主義システムに匹敵する社会秩序維持の重要な社会的な機能であるが、今日の先進諸国の経済的社会的混迷の基本的原因はこの3つの機能がうまく機能しないところから生じていると言えると思う。

従来の近代経済学の発想だと、経済領域での決定は市場システムによって自動的に行なわれ、市場機能の足らざるところは政治が介入して、民主主義システムで決められるから、両者の組み合わせで社会は効率的かつ民主的にコントロールできるということだった。ところが市場システムに内在的に欠陥があるだけでなく、政治にも問題がある。その理論の問題はさて置いて、実際問題として重要なことは、市場システムと政治システムが重なり合う図4の斜線の領域(混合経済領域)が大きくなった上に、経済組織が、企業も労組も大規模化してきたことである。この領域での決定は市場システム決定ではない。そうかといって純粋な政治決定でもない。たとえば団交による賃上げがそうである。日本の場合にはわりに市場原理が貫徹しているが、ひとりのイギリスの場合はまったくそうではなかった。そういう領域では市場メカニズムも民主主義による決定もともに十分に機能しない。そこで社会契約のような一種の参加型の決定が

8) P. ドラッカー著、佐々木実智男・上田惇生訳『見えざる革命』ダイヤモンド社、1976年刊参照。

9) Morris Janowitz, *Social Control of the Welfare State*, Elsevier, 1976, p. 9.

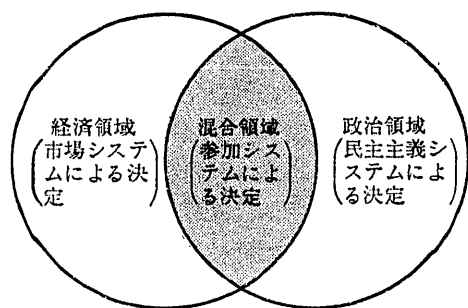


図4 市場システム、民主主義システム、参加システムの関係

要請されてくる。だから従来の市場システムと、民主主義による政治システムに加えて、参加型の総合システムがないと合理的決定が行なわれないし、社会的コントロールも行なわれないということになる。ここに参加システム導入の意義がある¹⁰⁾。社会的コントロールなり規律の低下は企業レベルでもみられる。スウェーデンでも近年、労働者の欠勤率が非常に高くなっている。だいたい平均で10数%と言われている。日本の場合は1975年に日本生産性本部で調査した結果では1.76%であった。そのとき同じやり方で、世界の主要企業にアンケートを取ったら、平均11%であった¹¹⁾。

混合経済化の進んだ先進諸国でこのような傾向が出てきているというのは、1つはやはり社会的インテグレーションの欠如のためである。そこでさまざまな形態の参加システムを導入して自律的な社会的コントロールを生み出すことが北欧、イギリス等で考えられている。とくに自動車産業のように欠勤率の高いところで、参加システムに非常に熱心であることは、決して理由がないわけではない。もちろん参加システムは、主として労働組合側からの産業民主主義の要請によって促されているが、社会的にも、あるいは企業の側からもインテグレーションを促す要請があり、両者の要請が重なり合う領域では参加システムが導入されやすくなる。

VIII 社会的インテグレーションの経済的意義

参加システムの導入による社会的インテグレーションと社会的コントロール機能の向上は、企業と経済全体の生産性向上に役立つ上に、利益集団の競合的所得上げをコントロールすることを可能にするので、スタグフ

レーションを克服ないし緩和することが期待される。経済学者はスタグフレーションの経済的原因を知ろうとし、これを克服する経済政策を考えようとしたが、スタグフレーションは、財政政策や金融政策などを絶妙に組み合わせて対処してもスタグフレーションが社会的原因に根ざす場合には、克服できない。

下記の一組の式とこれを図示した図4は社会的インテグレーションがどのような意味で、スタグフレーションの克服ないし緩和に役立つかを示している。

$$\dot{p} = f(\dot{w} - \dot{y}_r) \dots \dots \dots (3)$$

$$\dot{w} = h(I_n, x_1, \dots, x_n) \dots \dots \dots (4)$$

$$\dot{y}_r = g(I_n, z_1, \dots, z_n) \dots \dots \dots (5)$$

$$h'(I_n) < 0$$

$$g'(I_n) > 0$$

$\dot{p}$: 物価上昇率

$\dot{w}$: 平均貨幣賃金上昇率

$\dot{y}_r$: 実質労働生産性上昇率

I_n : 社会的インテグレーションの強さ

$x_1, \dots, x_n$: 賃金上昇率に影響する I_n 以外の要因

$z_1, \dots, z_n$: $\dot{y}_r$ に影響する I_n 以外の要因

これらの式と図の意味することは、物価上昇率が貨幣賃金(平均値)上昇率($\dot{w}$)と国民経済全体としての生産性上昇率($\dot{y}$)の差(ギャップ)の増加関数であること((3)式)、そして賃金上昇率も生産性上昇率とともに、社会的インテグレーションの強さ(I_n)の関数だということである。しかも他の条件の等しいとき、貨幣賃金上昇率は社会的インテグレーション(I_n)の減少関数であり、生産性上昇率は増加関数であると想定される。すなわち、利益集団間のインテグレーションが悪くて、社会的コントロールが行なわれないと、集団エゴむき出しの競合的な賃上げその他の所得引上げ要求が行なわれて、ひとこのイギリスのように途方もない賃上げが行なわれる。

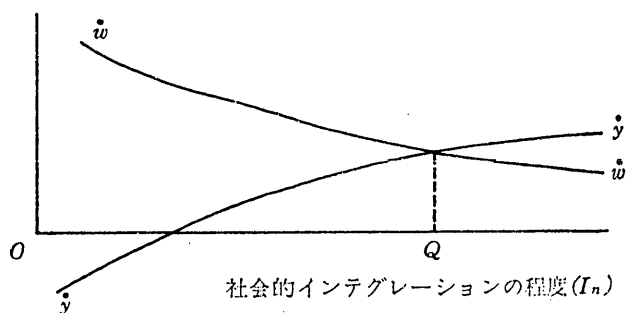


図5 スタグフレーションと社会的インテグレーションの関係

10) 注3)の拙稿参照。同様の論は、野尻武敏「民主主義の経済秩序」(『国民経済雑誌』第136巻第4号1977年10月号所載)にみられる。

11) 日本生産性本部『労使関係その変容と実験——労働者福祉の国際比較研究——』日本生産性本部出版部、1975年刊。

他方、生産性の上昇のほうは、社会集団間および集団内でのインテグレーション増加関数である。日本の企業が大変絶妙な生産性向上をしてきたというのは、経済面では高い投資率の結果であり、社会面では何と言ってもインテグレーションの強さである。このような関係を図で示したのが図5である。図5では横軸に社会的インテグレーションの強さを取り、縦軸に、貨幣賃金上昇率、生産性上昇率をあらわすと、他の条件が等しいとき、生産性の上昇率のほうは右上がりの線、賃金の上昇率のほうは右下がりの線になる。ひとりのイギリスのように生産性上昇率はマイナスなのに、大幅賃上げが行なわれるようなときには、軸上の左のほうになる。その場合には、貨幣賃金上昇率が生産性の上昇率を大きく上まわり、したがって(3)式により、物価上昇率が大きくなる(図の上では $w-w$ 線と $y-y$ 線の差が物価上昇率を左右する)。ところが参加システムの導入などによって社会的インテグレーションが強まると、図の右のほうに動くことによって、賃金上昇率と生産性の上昇率との差は小さくなり、物価上昇率も小さくなる。一方において生産性上昇率は大きくなるから、実質 GNP 成長率も高まりスタグフレーションからの脱却が可能になる。

このような社会学的原理を、従来の経済学の中に織り込んで考えていかないと、今日のスタグフレーションとか、企業における規律の低下とか、さらには寛大な福祉政策の悪用から生ずるサマリタンのジレンマのような福祉国家の諸ジレンマを克服できない。混合経済の進む福祉国家は基本的には社会的インテグレーションが維持されなければ、うまく機能しないであろう。

しかし社会的インテグレーションを全体主義的な形で強めるとか、仮想敵国をつくって国民的インテグレーションを強めるとか、あるいはスタハノフ運動とか、毛沢東主義の文化大革命で行なうと民主主義を犠牲にすることになりやすい。そこで、残る希望は参加システムである。これも1つの期待に終わるかもしれないが、やってみる価値がある。また、私は決して市場メカニズムを軽視するわけではない。それはそれで生かせる領域にはできるだけ生かすことも非常に大切である。それから政治に代議制民主主義を機能させることは言うまでもない。そうして両方のシステムを機能させ、発展させてもなお足らざる部分を、参加システムによる統合原理で補うというふうに、3つのシステムをそれぞれ有効に機能させることが必要であろう。これが高次システム社会の姿である。福祉国家もそういう方向に進んでいくことが、今日の福祉国民のジレンマを克服する道である。

IX む す び

以上、福祉国家の今日の行き詰まりを脱却する方途として、①福祉政策の総合化(インテグレーション)、②ナショナル・ミニマムの所得保障型の福祉国家から、高次福祉の改善をも追求する福祉社会へ、③所得再分配型福祉国家から資産分配型福祉社会への移行、④市場システムと政治システムの機能不全を補完して、社会的インテグレーションを高めるための参加システムの導入の4つを挙げ、②以外についてはその骨子を理論モデルとして示した。とくに、①の福祉政策の総合化(インテグレーション)が経済的公正化ないし福祉の改善と両立できる形で福祉支出の対 GNP 比((1)式の α)の膨脹を抑制できることと、④の社会的インテグレーションの向上がスタグフレーションの克服に役立つこと((3)式の p の低下と y の上昇)に注目を促した。おそらく③所得再分配方式への過度の依存も生産性向上意欲に悪影響を与えたり、安易に福祉支出の対 GNP 比(α)の膨脹を招くので、資産分配型福祉社会へ移っていくことによって①と④の効果を補完するのに役立つであろう。

福祉国家は行き詰まったという人々の中には、福祉国家型政策から自由主義型政策への復帰を主張したり、あるいは逆に、革命と生産手段の社会化によって資本主義的要素を葬り去る以外に解決の道はないとみる立場の人人があるが、筆者は、この報告で示したような方向での改革を進めることによって今日の福祉国家的国々および先進諸国全般の経済的社会的混迷を脱却することが可能であろうと考える。

〔付記〕 この報告は、社会保障研究所シンポジウムでの報告を加筆補完したものであるが、基本要旨は報告のときと変わっていない。馬場啓之助一橋大学名誉教授は本報告の中の福祉政策の総合化(インテグレーション)の部分の理論モデルと社会的インテグレーションによるスタグフレーション克服の理論モデルをインテグレートすることを示唆して下さった。また、司会者の大熊一郎慶大教授は、両者をインテグレートする方法を示唆して下さった。両教授の御示唆は極めて重要かつ有益なので、これに従い、両モデルの関係をインテグレートすると次のようになる。

まず福祉政策の福祉給付(年金、失業手当、傷病手当等)が賃金スライドで上昇すると、本文の(2)' のようになるが、この式の y は大熊教授が示唆されたように名目値であるから、本文の(2)' 式は本文の(3)

式とインテグレートする場合には、次式のようにあらわさるべきである。

$$\dot{\alpha} = \dot{w} - \dot{y}_r - \dot{p} + \dot{n} \dots\dots\dots ①$$

本文で明らかにしたように、 $\dot{w}$ が社会的インテグレーションの減少関数であり、 $\dot{y}_r$ が増加関数であるとする、次式（本文の（3）式）の関係から物価上昇率 $\dot{p}$ は小さくなる。

$$\dot{p} = f(\dot{w} - \dot{y}_r) \dots\dots\dots ②$$

①式に②式を代入すると、

$$\dot{\alpha} = \dot{w} - \dot{y}_r - f(\dot{w} - \dot{y}_r) + \dot{n} \dots\dots\dots ③$$

また、社会的インテグレーションの向上は、①式の $\dot{w} - \dot{y}_r$ を小さくすることによって $\dot{\alpha}$ の上昇を抑制し、その限りでは福祉政策の総合化（インテグレーション）による $\dot{\alpha}$ 上昇抑制効果（これを経済的インテグレーションの効果と呼ぶことにしよう）を補強する。しかし、他方、大熊教授が指摘されたように、 $\dot{w} - \dot{y}_r$ が小さくなれば $\dot{p}$ が小さくなるので、社会的インテグレーションの向上が、経済的インテグレーションの効果を増強するとは必ずしも言えなくなる。結局、社会的インテグレーション効果それ自体が $\dot{\alpha}$ の上昇抑制に役立って、経済的インテグレーション効果を補強するかどうかは大熊教授が指摘されるように②式の f の大きさに依存する。この f の値が1以内であれば、社会的インテグレーションの向上は、 $\dot{\alpha}$ を抑える点でも有効だということになるが、先進諸国のたいていのインフレーションのもとでは $f < 1$ と考えられる。筆者も日本、イギリス、アメリカについて、 $\dot{w} - \dot{y}$ と $\dot{p}$ との関係を示す次のような回帰式を作成したことがあるが、その結果によれば $(\dot{w} - \dot{y})$ の係数 b は3国の場合、いずれも0.5~0.7の間であった（拙著『福祉の経済政策』日本経済新聞社、1975年刊、pp. 94-96 参照）。

$$\dot{p} = a + b(\dot{w} - \dot{y})$$

したがって福祉政策総合化（経済的インテグレーション）と社会的インテグレーションが同時に進められる場合、福祉支出の比重の膨脹の抑制とスタグフレーションの抑制の両方に有益となる蓋然性は大きいといえる。

司会 ありがとうございます。それではコメントを馬場先生からお願いします。

コメント

馬場啓之助

私がまず最初に申し上げたいことは、丸尾さんのビジョンには全面的に賛成であるということである。高齢化とスタグフレーションと言う、その2つの条件によって、いわゆる福祉国家的な国々がジレンマに陥っている。このジレンマを克服する道は、福祉政策の後退ではなく、福祉政策の高次元化を含めて、総合化を進めていくことにあるのだと言う、そういう丸尾さんのビジョンには、私は全面的に賛成である。むしろ列席の方々が、こういうビジョンを持ってお帰りになって、次の社会政策の展開において活用されて、丸尾ビジョンが有力な1つの方向付けをあたえることを期待するものである。

しかしそれではコメンターとしてする仕事なくなるので、その丸尾さんのビジョンを支えている理論模型について、若干の問題点を指摘すると同時に、これを日本に適用した場合に、丸尾さんは日本の現状を念頭に置いているのかどうかという点について、若干のコメントを申し上げたい。

丸尾さんのビジョンというのは、福祉政策が行き詰まってくると、その行き詰まりの中から、次の段階への展開の契機が宿っているという、弁証法的な発展の思考である。この丸尾さんのおっしゃる弁証法的発展の中で、私は戦略的な要因としては、インテグレーションと、それから高齢化ということだろうと思うので、そのインテグレーションと高齢化が、丸尾さんの理論モデルの中で、どのような相対的な位置付けがされているのか、また丸尾さんのおっしゃるような総合化と、あるいは高次元化が効果を上げるのは、特定の発展段階を予想されたものではないかというのが、第1のコメントになるわけである。

そこで丸尾さんの理論模型としては、(2)の式、すなわち $\dot{\alpha} = \dot{b} - \dot{y} + \dot{n}$ と言うのが、そのソーシャルフレームワークを現わしているのではないかと思う。このフレームワークの中で、行動的な連関を示しているのが、(3)から(5)の式であるかと思う。

念のため再掲してみれば、

$$\dot{\alpha} = \dot{b} - \dot{y} + \dot{n} \dots\dots\dots (2)$$

$$\dot{p} = f(\dot{w} - \dot{y}) \dots\dots\dots (3)$$

$$\dot{w} = h(I_n, u, \dots\dots) \dots\dots\dots (4)$$

$$\dot{y} = g(I_n, k, \dots) \dots\dots\dots (5)$$

である。これが丸尾さんの理論モデルの中核を構成していると思う。

丸尾さんがフローの再分配からストックの再分配へということで、ご説明されていることは、サブモデルであって、丸尾さんのモデルは、式としては(2)から(5)までの4式であると思う。このモデルで先ほど申しましたようなインテグレーションを現わす I_n と、高齢化を現わす n 、これが戦略的な要因だと思う。

丸尾さん自身がこれをコンクリートなモデルとして、お出しになったわけではないので、これについていろいろな注文を付けることは、隙をねらって抑え込むという、あまり正当なやり方ではないかと思うが、この符号が付いている式を並べてお考えくださると、どなたでも最初にお気づきになることは、最初のフレームワークにある α をマイナスにするということが、効率化の方向なので、これがプラスになることは、そのこと自体としては望ましくないわけだが、 $\alpha = b - \dot{y} + n$ においてこの b と n について、先の(3)から(5)の式において、その説明がないわけである。だから形式的には方程式体系が整っていないが、それを補うのは、丸尾さんのご説明の中にあった説明を補って方程式を補足しなければならない。まず、総合化を G_1 、高次元化を G_2 として、 G_1 や G_2 がどのようなインテグレーション、あるいはその他の変数に対して影響を与えるかということを考えてみたい。

まず高次元化と総合化を考えているときに、 b というのは、暗黙のうちに丸尾さんも、賃金の上昇率 w と等しいものだとお考えになっていると想定ができるのではないかと思う。

したがって、

$$b = w \dots\dots\dots (6)$$

を加えてみる。

残るのは n である。 n は高齢化と関連するところが大きく、政策的に調整する余地は少ないとみてよいのだが、丸尾理論においては、 n が総合化政策によって調整し得るものと考えている。福祉政策と雇用政策との総合化によって n をマイナスにすることができると示唆しているのである。

ここで高齢化を A で示し、総合化政策 G_1 を加えて、

$$n = l(A, G_1, \dots) \dots\dots\dots (7)$$

を導入することにする。ところで丸尾さんは $l_{G1} < 0$ を想定しているようであるが、これについては異論がないわけではなく私の申し上げたいことは丸尾さんの意見とは違ってくるわけである。

福祉政策と雇用政策の総合化ということから出てくる帰結として、丸尾さんは引退の時期がそれによって高齢化するということをサジェストされているようだが、どうも現在の雇用政策と福祉政策との総合化で、いわゆるリタイアメントエイジのフレキシビリティを高めるという政策は、失業の増大によって困惑している政府が、引退の時期と年金支給の時期をフレキシブルにコンビネートして、むしろ引退の時期を若年化する方向に進んでいるようである。これはフランスや西独の場合がそうであろうと思う。

したがって先のフレームワークに帰って、 G_1 をもって n を縮めるという役目はむしろ少ないのではないか。リタイアメントエイジのフレキシビリティというのは、むしろ若いときにリタイアするということ、年金の保障によって促進するのではなかろうかと思う。

それからインテグレーション、つまり I_n であるが、 G_2 として高次元化の問題を取り上げたときに、あるいは G_1 の中で労働者教育と雇用政策とを連係させるということを通じて、インテグレーション、つまり I_n を高めるという効果がある。だから I_n については、 G_1 と G_2 の中で、 G_1 はプラスの影響を与えるかと思う。 G_2 についてはあとでまた申し上げたいが、フローの再分配からストックの再分配型への移行ということを示唆されているようだが、いずれも I_n を高める、インテグレーションを高めてくるので、これは生産性の向上につながり、賃金の抑制につながるかと思う。

そこで、

$$I_n = q(G_1, G_2, \dots) \dots\dots\dots (8)$$

が成立する。なおすでに述べたように $q_{G1} > 0$, $q_{G2} > 0$ である。丸尾さんの文章の説明のなかから方程式を補足してみれば、以上のようなものである。私見によれば、これが丸尾氏の理論模型になるように思う。

(3)式にある $\dot{y}$ と w の関連から、 $\dot{p} = f(w - \dot{y})$ として物価上昇を説明するというのは、基本的な考え方としては正しいものではあるが、ただ w に入っている物価と、 $\dot{y}$ に入っている物価とが、卸売物価と小売物価というか、あるいは $\dot{y}$ に入っているのは GNP のデフレーターであるので、物価の内容が違っているので、したがって $\dot{y}$ と w を比較して、物価の上昇をゼロに押さえるということは望ましいことであるけれども、1つの期待値としてそれが考えられるけれども、 w から $\dot{y}$ を引いたものが、マイナスになるということは、おそらく考えられておらないのではなかろうかと思う。 w と b が同じであるということ、これをこれに加えると、はじめのフレームワークに帰

って、 $b-y$ というのは、結局ゼロに近くなるということが、政策よろしきを得ても望み得る1つの線ではなからうかと思う。

そこで期待値として $b-y \approx 0$ とみると、 $\alpha = b-y+n$ において α の値の正負をきめるのは結局 n の値であることになる。問題は n に帰着することになるので、もういちど n について触れてみることにしたい。

この n については、これは福祉政策のベネフィットを受ける受給者比率だが、これは簡単に言って、大筋において高齢化の速度とパラレルに進んでいると考えることができるかと思う。そうすると政策よろしきを得るということを仮定しても、フレームワークにおいて一番中心的役割をするのは n の大きさである。ところが n については高齢化の段階的差異が大きく作用して、高齢化社会にある場合と、高齢社会に突入した場合では異なった形をとってくる。後者の場合であれば、 n の増大を期待しなくてよく、むしろ減少が期待できるようになる。そういう高齢社会の段階において、丸尾さんの理論モデルは、有効な役割りを果たすのではなからうかということが言えるかと思う。

したがって高齢化社会にあって、 n が非常に急速に、しかも高水準に上がっていくというような場合においては、どうも α をマイナスにするとか、あるいはゼロにすることというのは難しいのではなからうか。したがって丸尾さんの言う理論モデルというのは、ヨーロッパの先進国のように、高齢化の極度に達している、あるいは近く達するという、そのことは逆に言えば高齢化の速度が下がってくるし、高齢化の水準が下がってくるという見込みのある国々にとっては、非常に政策効果が顕著に想定できるのではなからうか。

そういうようなことで、丸尾さんの理論の中で、エクスプリシットに出ている変数を考えると、高齢化社会ではなくて、高齢社会になっているヨーロッパの国々についてはよく当てはまるけれども、わが国のような高齢化社会にようやく入った国の場合は、私は昭和45年に従属人口指数が最低点になったので、それから高齢化が急速に進んでいくと考えているが、したがって高齢社会に突入して、老齢従属人口で言うと、昭和45年の段階で10.9であったものが、2020年に30.3になって、急速に増えていくわけだが、そういう状況を踏まえると n が非常に大きな値を取るのだから、 α は仮に $b-y$ がゼロであったとしても、それでも α は増えていく、つまり社会保障を中心とした福祉政策の費用というものが増えていく。それであるからこそわが国においては、高福祉・高負担

ということが言われている。

だから高福祉・高負担の議論と、丸尾さんのビジョンというものが、どうコンバインするののかという問題がある。私は段階的差異があるので、そして福祉政策の総合化と高次元化ということは、仮に経験的には高齢化による負担増というものが見込まれていても、それ自体として意味のあるものだと思うし、その方向に向かって準備をしなければならないということは、丸尾さんとまったく私は同意見だが、これをそのまま日本に当てはめるということについては、高齢化社会と高齢社会の区別を考えたときには、重要なポイントを落としているのではなからうかと思う。これが第2のコメントである。その点についての丸尾さんのお考えをお聞かせいただきたい。

第3番目に申し上げたいコメントは、フローの再分配型からストックの再分配型に移るという場合、丸尾さんの場合においては、労使協調、労使共同に経営に参加するという方向を打ち出されている。

丸尾報告の中に引用されているロブソンなどは、福祉国家というのは、福祉社会的な支えがなければ駄目なんでも、福祉社会をつくり上げるということが課題であるけれども、実はそれは難しい、現在までところではそれは難しい。その中でいわゆる産業民主主義の線に沿った労使の関係は、将来の展開に対してポジティブな役割りを果たさないだろうと言っている。これはロブソンだけでなく、ダーネンドルフやその他の学者達も、産業民主主義というか、あるいは労働組合が将来を開く展開の担い手であるということについては、かなりの疑問を出されている。

ところが丸尾さんの場合は非常にポジティブで、産業民主主義がかつて、かつてという非常に恐縮だが、健康な時代の、産業民主主義にとってもよき時代の考え方を、ここに出されている。そのこと自体は非常に結構である。私もそういうように信用できたらどんなにいいだろうかと思う。ところがご存知のとおり、日本の労働組合の組織率というのは戦後の20年代のある時期3分の1を越えたことがあるが、この時期を除くと、だいたい3分の1でとどまっている。それも大企業部分に偏在していて、小零細企業には組織は及んでいない。したがって丸尾さんの言うような考え方で、組合の動きというものが中心になり、それが1つの主体性を持って共同経営という方向に進むとすると、それは大企業部分がそういう共同経営型、経営参加型のものが展開するのであって、小零細企業というのは古典的な資本家的経営の域を脱せず、それにとどまることになる可能性が強いように思う。

したがって日本の場合の社会的インテグレーションというものを進めるために、組合の主体性に期待をして、その中から新しい経営の形態が展開をしても、そのことが小零細企業を含めた、あるいは農業を含めてもいいが、農業を含めた意味での社会的インテグレーションの方向に進むということを、あまり樂觀することはどうであろうかと、私どもは心配をするわけである。

そこで二重構造というものに対処するためには、そういう産業民主主義だけの線ではない、政策的な介入というものが必要ではなかろうか。したがって G_1 とか G_2 という、仮に符号を付けたけれども、 G_1 とか G_2 について、日本型の G_1 とか G_2 というものがあるのではなかろうかということで、そういう点について第3のコメントとして問題を感じているので、申し上げたわけである。

もう一度断わる必要もないと思うが、私は丸尾さんのビジョンには賛成なのである。皆んながそういうビジョンを持って、福祉政策を縮小するのではなくて、総合化をし、高次元化することによって、次への打開の道が開かれるという、そういうビジョンはまことに尊重すべきで、多くの人がそういうビジョンを持てていただくことが望ましいと思うが、どうも少し小姑的な感覚で恐縮でしたが、以上をコメントとして申し上げます。

コメント

高橋 紘士

丸尾先生のご報告に対する私のコメントの役回りというのは、おそらくパーソナル・ソーシャル・サービスの組織問題の研究という立場から福祉政策というものを、考えてみるということであろうかと思う。

既に馬場先生からも指摘があったが、わが国の福祉政策の将来ということを考える場合に、その中心的な視野に取り込まなければならない課題は、何といても高齢化の問題であると思う。先ほども指摘があったように高齢社会と高齢化社会というのはまったく違うということが、この場合1つのポイントになるかと思う。これは皆さんが案内のとおりなので、いまさら繰り返すこともないと思うが、敢えて繰り返させていただきたい。

これは岡崎陽一先生のお書きになった本（「高齢化社会への転換」）の中から拾わせていただいたものだが、昭和50年に65歳以上の人口が886万人いる。それがピ

ークになるのが昭和95年で、2616万人になる。昭和50年の約3倍という数字である。構成比に直すと7.9%から18.8%になる。この場合重要な点は65歳以上の絶対数の増加率だと思う。5年ごとの増加率というのが予測で出ているので、それを引いてみると、昭和65年から70年までにかけて5年間で、18.6%の増加率である。これは年平均3%の増加ということになる。そういうテンポで高齢化が進むということである。

これは日本の全体の姿であるが、さらに重要なのは、非常に大きな地域的偏在を伴って、人口の老齢化が進行するということである。これがインテグレーションという議論が出てきた場合に、大きな問題になるであろう。先日島根県に行く機会があり、そこで伺った話では、部落単位をとると既に40%ぐらいが65歳以上の、老人人口で村単位でも20%から30%ぐらいが65歳以上という地域がみられるということで、明らかに地域社会が崩壊に傾いている。これは現在そういう地域がみられるのである。このような老人人口の増加が急テンポでしかも地域的偏在をもってあらわれるということが日本の福祉政策というものを考える場合の、枠組を与える重要なポイントであろう。

この高齢化の意味するものは、単に65歳以上の人口集団の高齢化ではなく、生産年齢人口そのものが中高年化していくということである。それからもう1つは、これはことしの厚生白書でも指摘があったが、老人人口そのものがまた高齢化していく。つまり後期老年層の問題、すなわち75歳上の老人のウェイトが、65歳以上の人口の中で非常に高まっていくという問題がある。さらにこれは当然、幼少人口が相対的に減少するということである。

こういう高齢化の過程というものを、わが国の経済社会の過程に入れて、その含意をもう一度見直してみると、どういうことが言えるだろうか。いろいろな論点があると思うが、私自身がきょうのコメントで強調しておきたいことは、第1には、パーソナル・ソーシャル・サービスの領域、あるいは保健・医療の領域に、直接かかわってくるところの要援護老人の絶対的な増加ということである。少なくとも要援護老人の出現率をコントロールする手段、すなわち疾病構造の改善や発生の予防による出現率の減少がない限りは（仮にそのようなことが可能だとしても、長い時間を必要とすることであろうと思う）、要介護老人は絶対的に増加するし、加速化して生ずるであろうと思う。そしてこのトレンドはさまざまな社会福祉サービスの需要を急激に増大させていくことが予測で

きる。これは単に現金給付という施策で解決可能な問題ではなく、生活の介護や自立のためのリハビリテーションサービスなどマンパワーを必要とするニーズへの対応が急増するということである。とすればそのためのマンパワーをどのように確保するかということが重要な問題になってくる。三浦文夫先生が幾つかの論文で指摘しておられるように、現在の30万から40万ぐらいの社会福祉マンパワー量を、将来の要援護の増加を見込むと、100万以上のスケールで、社会福祉のマンパワーの充実をはからなければならないという課題を背負わなければならない。その場合にそういうテンポで急激に社会福祉部門に人を振り向けるというための方法というものを、日本の社会は持っているのだろうかという問題がある。

それから第2は、これは馬場先生のコメントで明確に指摘されたが、公的年金等の所得保障政策領域を取ってみれば、年金受給者と被保険者のアンバランスが生じて年金財政がひっばくすることが予想されている。このことに関連し多様な年金制度改革の提案が出ているけれども、おそらくは公的年金のシステムについては、既得権に触れることはないにしろ、制度の改革過程のなかで期待権に手を触れざるを得ないだろうという議論がある。とすれば公的なレベルの所得保障でさえある種の不確実性が増大する可能性があるのではないかということである。これが第2の点である。

それから先ほど生産年齢の高年齢化という議論があったが、これは労働力構成に非常に大きな影響を及ぼすということを意味する。最近のジャーナリスティックな議論で言えば、退職金倒産ということさえ生ずるかもしれないということである。そして従来から行なわれている年功賃金の修正をせざるを得ない、あるいは地位、昇進、プロモーションの機会が非常に減退をするであろうということが言われている。

そこで問題になるのは、労働力構成が各個別の企業ごとに非常に大きな重圧になってくることであり、それに対して企業が合理化をする。生き残るために合理化をせざるを得ない。とすれば中高年の雇用者を中心にさまざまな雇用調整とか、そういうことをやらざるを得なくなる。それは個々の企業の対応力という観点からいけば、企業の格差を増大させる要因になりこそすれ、格差を縮小するという可能性はないとしたほうがよいであろう。ということはそこに働く労働者の格差、さまざまな生活機会の格差ということがますます増大していくであろうことを意味するのである。

馬場先生が先ほど指摘になったように、これに対す

る対抗力としての労働組合というのは、実は大企業にしか組織をされていないと言っている程である。とすれば縁辺部分というか、周辺部分に近い労働者にとっては、それは常に失業の危機にさらされるということである。

これはひっくり返って言えば、雇用を通じた私的保障の不安定化というものをもたらす要因になるということである。少なくともいろいろの予測を見ると、経済がこれまでのような高度成長はできないであろうということは常識化している。とすればそういう労働力の構成的中高年化のインパクトがどういうことをもたらすかということである。

それからその次に指摘しておきたいことは、もう1つの社会福祉ニーズ充足のチャンネルである、家族機能の動揺ということである。これも常識化しているが、相対的に幼少人口が減少するということは、1人の夫婦が平均的に2人あるいは1人、あるいは子供がないという、そういう世帯が増えるということである。とすればこれは子供にとっての扶養負担、これは金銭的なレベルだけではなく、サービスの面を含む扶養負担の増大ということであろうかと思う。これは家族の福祉達成機能の動揺と、一言で言っていると思う。最近核家族の増加傾向が打ち止まって拡大家族が逆に増えているという統計もあるけれども、それにしてもそれは従来の同居家族の姿は取らないだろう。そういうことを指摘しておきたい。

それから先ほど言った経済ということでは、企業の福祉達成能力ということと変な言い方だが、そういうものがいろんな条件、特に国際環境であるとか経済的な環境の中で、おそらく減退していく可能性がある。

そういうことが日本の福祉を考える場合のジレンマどころか、トリレンマというか、そういうものが幾つも幾つも複合したような形で日本の社会が高齢化社会に突入するのではないかということが、福祉政策のあり方を考える場合の前提ではないかと思う。

先ほど丸尾先生からインテグレーションの問題が出されたが、福祉政策、これはイギリス的な言葉で言えばソーシャルポリシーということになるが、これの持っている意味というものをもう少し根源的なところまで立ち戻って考え直す必要があるという気がする。

そういうことを考える場合に、やはり手がかりになるのはティトマスの議論ではなかろうか。それからボールディングもソーシャル・ポリシーというのは、インテグレーションの政策体系であるということを言っている。ボールディングの場合は、ご案内のように社会を幾つかの領域に分けてみると、脅迫のシステム、これは政治のシ

システムであり、交換のシステム、これは経済のシステムであり、それから愛のシステム、これが福祉のシステムだが、そういうもので成り立っているという議論から、贈与の問題に最近興味を移して、幾つかの論文を書いている。

私がここで議論を立てる場合には、ボールディングの議論よりは、ティトマスの議論をここで引用をしておきたい(「Paul Wilding, Richard Titmuss and Social Welfare, Social Economic Administration 1976」による引用)。

ティトマスによればソーシャル・ポリシーというのは、経済が交換を取り扱うのに対して、一方的な移転、あるいは贈与にかかわるものであるという定義をしている。その場合私も注意しなければならないのは、そこに幾つかの注釈を加えていることである。その贈与というのは単なる貨幣、現金だけではない。それは時間であるとかエネルギーであるとか、満足であるとか、あるいは「贈与関係論」の中で述べているように血液であるとか、あるいは生命そのものまでも犠牲にするという、そういう贈与が含まれるのだということを言っている。

これは要するに何かを犠牲にして、献身をするという、そういう概念がソーシャル・ポリシーという考え方の底に潜んでいるのだということをティトマスは主張しているのだと思う。

もう1つのソーシャル・ポリシーの定義は、ソーシャル・ポリシーというのは個人のアイデンティティ、一体感、参加の感覚、あるいはコミュニティの感覚、そして愛他的な表現のための選択の自由、そして疎外感の克服などを目指すプロセス、活動、制度、そういうものに関することの統合的システムに焦点を置いたものであると言っている。この定義が含んでいる意味について考えなければならないような気がする。

こういう議論の立て方は、社会科学というより、社会哲学の領域に足を突っ込んだ定義なのかもしれない。しかしながらこのティトマスの定義というものは、福祉政策の意義というものを考える場合に、見落してはならない見解であると思う。これはいわば福祉政策というものを福祉政策の持つべき社会に対する機能として、統合的な機能というものを位置づけるということであろうかと思う。それは福祉政策そのものの総合の問題である。福祉政策がソーシャル・システムに対して、何をなし得るのかという点の総合の問題であろうかと思う。

そういうことで言うと、公共政策あるいは行政施策の領域にウェルフェア・ポリシーというものを押し込めて、

テクニカルな問題として解くには、ウェルフェア・ポリシーというのは、もう少しパースペクティブの広い性格を、その当初から持ってるのではないだろうか。そこでティトマスの定義にみられるような、人間と社会の存在の底部にさかのぼってもう一度福祉政策を考え直さなければいけないように思う。これは福祉政策というものを、いわばメタポリシーのレベルで、再検討する必要があるのではないかということを、申し上げたいわけである。

以上の議論をふまえると丸尾先生がお出しになった、福祉政策の総合化、高次元化というものを、幾つかのレベルに分けて整理できるのではないか。1つは資源の有効利用という、エフシェンシーのレベルから見た、いわば総合化、あるいは高次元化ということである。もう1つは政策のエフェクティブネスというか、そういうものに注目するところの総合化である。そして先ほど私が申し上げたような、ソーシャル・ポリシーの社会的目的というか、そういうものからくる総合化という、そういう幾つかのレベルでインテグレーションと高次元化というものを考えて、整理をし直す必要があるだろうということである。

そして、そのような考察からひきだされるのは、福祉達成のためのさまざまなソーシャル・システムに分化している集団の中に、どのような連結のシステムをつくるのかということであろうと思う。例示をすれば家族と企業と行政とコミュニティとの間に、どういう連結のシステムをつくるのか、あるいは教育、雇用、公衆衛生、医療といった部門間にどういう連結のシステムをつくるのかという議論と、それからもう1つは広い意味で言えば、先ほどのボールディング流の言葉を使えば、愛のシステムと脅迫のシステムと交換のシステム、これは福祉と政治と経済を意味するが、その場合福祉のなかに家族まで含まれるが、そういうものをどういう形で連結していくのかという、そういう論点になろうかと思う。

議論が拡散をしているが、あと私の感じたことを2,3付け加えて、コメントを終わらせていただきたい。

福祉国家の次の段階というものを考える場合に、高次元化、総合化の「担い手」あるいは「リーダーシップ」の問題をやはり考えざるを得ない。ことしの1月に伊東光晴さんが岩手県の沢内村と、前の総理大臣の出身地のある村を比較しながら、「たかひの構造と自立の思想」という、面白い論文を書いている(朝日ジャーナル78年1月6日号)。

その両方の村は財政力指数から見れば、依存財源の割合が圧倒的に大きい。しかしながらそこで展開している

福祉の水準というのは、ある意味では雲泥の差がある。沢内村の場合は、中央政府の事業の補助はほとんど得ないでいまの地方交付税による財政力の調達という地方財政のシステムに乗りながら、非常にユニークな活動をしている。一方はむしろそういうものに乗りにながら、道路建設などの公共事業による補助金を導入するという形で、中央政府から事業を持ち込むということによって、それはむしろ伊東さんの言葉を使えば、怨念の構造を再生産をしているのだという指摘がなされている。

ということは同じような財政構造でも、リーダーシップの質によって、展開される福祉政策に非常に大きな質の差が出てくるであろうということである。ということは福祉の担い手、すなわち福祉諸制度を組織する人間の問題が正面に出てくるであろう。

それから参加という問題が非常に重要な論点であるというふうに言われたが、これは東京都の社会福祉審議会が最近出した答申の中で、政策決定への参加と同時に、助け合いというか、ウェルフェアのための参加という、2つがあるという、そういう議論が出されている。

私は最近幾つかのところで調査をさせていただいた経験の中で、新しいタイプのボランティアというか、新しいタイプの参加というものが育ちつつあるという実感を、深めている。というのは受益者であると同時に、担い手である、制度の担い手であるということ意識して参加活動を指向する人々が多くなっている。その場合に、そういう人々は行政サービスにも要求すべきことは要求する、と同時に、そういうさまざまなボランティア活動に参加したいという、そういう指向を持った人々が現れてきているということである。

それと同時に、アンチ・ウェルフェアというか、福祉というもののそのものを毛嫌いするというか、そういうグループがそれに対応して2割ぐらいいるという。ということは参加ということを考える場合、福祉はいいものであるという前提を否定するグループが相当数いるということであり、それに着目する必要がある。

あと基礎単位として、地域コミュニティというものが重要になるという、そういう議論に関しては、もう時間がないので省略をしたい。

それからもう1つは、福祉政策の総合化ということを考える場合には、巨視的な社会変動論というか、そういう中で、たとえば最近のダニエル・ベルのポスト・インダストリアル・ソサエティの議論とか、これは日本ではあまり評判がよくないが、デニス・ガボールのマチュア・ソサエティ（成熟社会）という議論であるとか、そ

れからサービス社会論といった、そういった巨視的な社会変動論と福祉社会というか、巨視的な社会形態論と福祉社会というものの関係づけという点も問題にすべきであろう。

時間も大幅に超過をしているようなので、これで一応コメントを打ち切らせていただくが、丸尾先生の非常に構想力のあるビジョンを勉強させていただきながら、幾つか私なりに思いついたことを、アトランダムに並べていただいたわけで、コメントの役割りを果たし得たかどうか、自信はないが、一応これで終わらせていただきたい。

一般討論

司会 では丸尾さんまとめて簡単に……。

丸尾 非常に内容のある、私にとっても大変勉強になるコメントをいただきました。これだけいいコメントをしていただくことができるのは、期待をしておらなかったもので、大変感謝をしています。

まず馬場先生のご指摘は、私の議論の主題がインテグレーションでありながら、必ずしもインテグレートしていなかったところを、うまく指摘していただき、お陰でまとまったという感じが非常にしました。

ご指摘のとおり、基本的なところで、私の論のモデルは、日本よりももう福祉国家化が進んで行くところまで行って行き詰まった感じがする北欧等を念頭においたものである。

私はちょっと早目に何か言うタイプなので、ナショナル・ミニマムの保障が達成できていないし、高齢化も十分進んでいないわが国の現段階で、福祉国家の次の段階を考えるのは、ちょっと早過ぎると思ったが、しかし将来の展望を持ちながら福祉政策を進めるほうがよいのではないかと考えて、こういう議論をしたわけである。

それから2つの式の関連をご指摘いただいたが、まさにここはインテグレートしてお話しすべきところであったのを、先生にうまく指摘していただき大変示唆された。私は α （社会保障費の対GNP比の変化率）も、それから β も、ゼロまたはマイナスにするとところまでは考えていない。これらが放っておけばどんどん上がるから、なるべく上昇率を小さく抑えようというので目的である。

それからこの2つのモデルの関係であるが、(2)式の

κ 自体もそうだが、あとの変数はいずれもインテグレーションの増加関数、または減少関数である。そして δ は福祉政策が高次元化して、一応従前所得に比例するという考えになると、ご指摘のとおりその段階では ω とうか、賃金上昇率と等しくなる。だからいずれもインテグレーションの関数であり、社会的インテグレーションが高まれば、 α の伸び率は小さくなり、 ρ の上昇率は小さくなるということで、うまくいくはずである。すべてがうまくいくように多少書き過ぎているが、少しでもそうでないときに比べて α 、 ρ が小さくなればよいと思っている。もっとも α が小さくなるというのは、福祉政策をネグレクトして小さくなるのではなくて、内容は高めながら、しかも無駄な膨張はしないという意味で、小さくなるということである。

それから細部にわたるが、おっしゃるとおり抽象化したモデルでは、 ω も ρ も ρ も、同じ次元に単純化しているから消費者物価と GNP デフレーターとを区別していない。実際には賃金を考えるときには、消費者物価との関連で考えるし、国民経済生産性については GNP デフレーターを用いる。GNP デフレーターは、通常の場合、消費者物価上昇率よりも小さいので、消費者物価上昇率をゼロにしようと考えたら、これはマイナスにならなくてはならないということになるが、そこまでは私は考えていない。先ほども言ったように、要するに上昇率が小さくなればよいという考えである。

それからまさに隙を打たれたという感じがしたのは、年金と退職をうまくインテグレートすると、 κ が小さくなるかのごときことをつい言ったことに対するご批判です。そのときこれはまずいかなと思ったのだが、そうしたらすかさずそこを打ち込まれて、さすがと思ったわけである。たしかに日本では非常に高年者の就職率が高い。だからご指摘のように非常に良い年金制度ができて、定年制とインテグレートすると、むしろ退職者が増えて κ は大きくなる可能性のほうが強いのではないかと思う。

しかしそこをなるべく魅力ある仕事にし、しかも軽いパートタイムをうまく使い、報告で述べたような部分退職、部分年金の組み合わせをそれを合理的に使ったり、老人でも家庭の主婦でも通える近隣の地域雇用を増やせば、年金と雇用がインテグレートしても κ は上昇しないであろう。最近地域福祉とか地域医療重視の傾向があるが、これは当然、地域雇用を増やす。

また、高年者や家庭の主婦の労働力と能力を本当に生かした雇用をすることができれば、 ρ を大きくするので

たとえ κ が小さくならなくても α の上昇率を小さくすることは可能だろう。

それから労働組合への過大期待ということだが、たしかに私は参加システムを過大に期待している面がある。しかし内心では本当にうまくいくかなという気持もある。とくに参加導入の段階における障害とコストは相当多いと思う。しかしここで言う参加システムというのは、必ずしも労働組合だけの参加ではない。私のいう参加システムには消費者や市民代表のオンブズマンの制度とか、いろんな参加制度が入っている。しかしやはり労働組合代表の参加が中心になっていることは間違いない。

ただ将来の成熟社会を頭に置くと、雇用されて働く者が就業者の 90% ほどに達するので、労働者の参加を中心に考えていっても、それほど部分的な参加ではなくて、ほとんど全社会的な参加になる。

それから高橋さんからは非常に社会学的、哲学的な面からヒントになることを言っていただき参考になる。とくにまずインテグレーション機能の私の考えを、補強していただいたことを感謝したい。

私も福祉政策の効果の分析のところで、インテグレーション効果を前に引用したときは、ティトマスの論をもって、社会政策におけるインテグレーション効果を代表させたほどだから、私もティトマスが無視しているわけではないから、今度の場合にもティトマス論を十分に考慮に入れて位置づけるべきだった。

それから私は経済学者なので、福祉政策でも効率とか公正を中心に考えないと、経済学者の中で話すときには叱られて、あいつのは経済学的でないと言われる。そのクセが出て効率を中心に考えた福祉政策の場合にはご指摘のように、メタフィジカルな面が非常に重要である。とくに高次段階の福祉政策ではそれが重要であることは私も自覚している。

私の考えでは福祉政策というものは、2つの部分があると思う。1つは全体とか人間的な面の暖さとか、そういう面と、それから公共財の供給を集団的にやるほうが合理的なんだということ、保険などに個人で入るよりは社会的にやったほうがよいという形でやる面と、両面がある。その両方を組み合わせたものが福祉政策だと思う。その片方だけをするのは間違いである。私はどちらかというと、高次元の段階では心の面を強調したつもりだ。

それから将来の社会の姿として、私が描いているのはたしかに、ダニエル・ベルの脱工業化社会とか、ガボールの成熟社会などとも通ずるところがある。あるいは E. J. ミシヤンの「良き生活 (good life) 社会」とか、そ

ういふものと通ずるところがある。しかし彼らはいわゆる福祉国家論者とは言われてないので、ここでは引用をしなかったが、福祉国家の次の段階は、生活の質を重視する点で、そういうような人々の描いている社会とも共通するものがある。高次福祉ないし生活の質を追求する社会がそれだけに多くの人々によって共通に描かれはじめているということは、次の段階の社会として可能性が高いのだと思う。

それから家族機能を重視しなければならないというご指摘とか、高齢者を雇用するとかえって格差を高めることになるという問題は、それぞれでもっともであろうと思う。とくに高齢者雇用を進めると、日本の雇用構造で、時間最低賃金制が確立していなくて、いまの在職年金制度的なものだと、そういう可能性があると思う。だからそのへんを先ほど言ったような部分年金、部分退職の制度を、時間単位の最低賃金制と結びつけて合理的に制度化する必要がある。だから部分的に働けば、賃金は全体としては低くて、フルタイムで働く人との間に格差はできるが、時間としてはそう違わない。的確にお答えできたとは思っていないが、3分の1ぐらいはお答えできたのではないかなと思う。本当に有益なご指摘をいただいて、ありがとうございました。

司会 時間がないので、一般討論に移らせていただくが、その前に、ほんの1, 2分だが、司会者の特権を利用して、私から丸尾・馬場両先生のお話にちょっと一言感想を付け加えさせていただきたい。

私も経済学者ですから、この(1)から(5)までのモデルについて申し上げたいと思う。

馬場先生が賃金スライドということをおっしゃったが、この(1)式の α というのは、これは y が実質であるならば、 y も実質である。もし y が賃金スライドになるとするならば、この(1)式、(2)式において物価の上昇率というのが、非常に重要な役割をするわけで、したがってそこで(3)式というのが、非常に重要な役割をする。ということはこの(3)式において、名目賃金と生産性上昇率に物価が反応するところの f という、いわばリアクション・ファンクションというか、この反応係数の大きさが非常に大事である。もし賃金スライドにして、この反応係数が非常に大きいとすると、大変パラドキシカルな結果ではあるが、インフレによって α を小さくすることは十分可能になる。

そういうパラドキシカルな結果を想定しないということになると、このモデルではせいぜい物価スライドを想定しなくてはならない。これならそういうおかしい結果

はもたらさないが、しかしそれにしても、どちらにしても、 f というものが非常に大きな、大事な役割をこのモデルではしているのであって、もしこの f が大事であるとするならば、丸尾さんのおっしゃった社会的インテグレーション、とくに資本ストックの再分配を含んだ社会的インテグレーションの持つ意味というのは、まさに f に対してどういう意味を持つか、 f をどう動かすかということに、非常に重要な意味があると思う。 w , y , それも必要かもしれないが、こうした利潤、賃金というか、ストックの再分配を通じて、言い換えるならば社会的インテグレーションを通じて、 f の値がどう変わるかということ、今後ご研究願えば、いっそう経済学的になるだろうと思う。(笑)司会者はそういう立場なので、失礼をいたしました。

それでは一般討論に移りたいと思う。ご質問がありましたらお出しいただきたい。

平田(早稲田大学教授) 有益な話をありがとうございました。基本的には私もだいたいそういうふうなところではないかと見ている。馬場さんのような賛成にまでいかどうかわかりませんが。

ご承知のとおりフローの再分配だけではどうもうまいかないので、ストックへと所得政策から社会契約というのもどうもうまいかんという経過から、いわゆる資本参加、所有参加の段階に入ってきている。これはスウェーデン、西ドイツ、オランダと、先ほどおっしゃったような国々で、かなり具体的に論議されてるようである。

ところがスウェーデンでも、利潤の一定割合を中央に積み立てて、労働者の管理で株を買っていくということなのだが、これがまだうまく決着がつかない。労使間の激しい論議の種になっている。西ドイツでも一応企業レベルの利潤参加が取り上げられたのだが、その後潰されている。オランダでもある程度そういう意味の参加、所有参加というか、資本参加の案が通ったようですが、これは眠っている。スウェーデンではだんだん労働者が株を買っていくということになれば、いまの自由主義的な株式市場というのは崩壊するかもしれないというような観点から、強い反対論がある。

だからこれがいったいどういうふうに関係されていくだろうかということ、西ヨーロッパあたりの見通しだが、もしフローの再分配にかけていくならば、これは非常に重要なポイントになっていくだろうと思う。

それに関連して、馬場さんとの間に1, 2やり取りがあったが、日本の場合の参加、これにはおっしゃるように政策参加もあるし、地域参加もある。しかし経営面で

はせいぜいいまのところは、部分的な参加モデルは経協、労使協議会である。西ドイツやスウェーデンで制度化されている共同決定というところまではどうだろうかということ、労使とも首をひねっている。

共同決定というような、企業の最高意思決定に労働者の代表、あるいは組合の代表が加わる、組合の代表が加わる場合にはナショナルセンターが割り込むから、代表の出し方の問題があるが、従業員一般の代表として出るか、組合の系列から出ていくか、そのへんの論議はあるか、そういう形式的な労使共同決定というものよりも、フローの再分配ということになると、所有参加、資本参加、つまり経済成長の過程において、労働側もその分け前の一部にあずかるのだという、こういう建て前を、日本で今後おっしゃるような基本構想の中でどういうふうに認めていくかという問題があると思う。

丸尾さんはいろいろ見通しを持っておられる方だから、そのへんについて少しお話し願えれば、私にとって非常に参考になるという気持ちでうかがいがいいし、教えを得たい。

それからコメンターに対してうかがうのは申し訳ないのだが、馬場さんにひとつお願いしたい。うかがっていると、これからはやはり問題は、福祉政策と雇用政策の関係だと思う。賃金の問題は問題として、雇用政策との関係ということになると、どうも私がかがっていると、丸尾さんのほうはヨーロッパのような社会に入っていくということを言われている。向こうではいま、定年を引き下げて、若年労働者の失業者を吸収していくという方向にある。なお日本の定年基準に比べて、向こうは比較的高い。日本は55で向こうは67である。ノルウェーなどは70ぐらいになってくると思うが、だいたい65から67である。日本では55というのは半分を割って、多少延長の傾向にある。そういうことでむしろ定年延長である。

そして社保審なり、年金懇で65という年金の受給開始年齢を打ち上げている。そういう先行きの年金受給開始年齢との関連で問題を考えていく場合に、ヨーロッパのような考え方を、現実において、日本に入れて考えることはどうだろうか。定年を下げて年金でカバーしていくというやり方は、そのままは当てはまらないのではないか。

そこで先行き、年金受給開始65というような基準が基礎年金、基本年金に関連してのみならず、いわゆる社会保険年金の受給開始年齢が65という、そういうことが一応構想され、それがある程度実現されているというような見通しが出てくる場合、いまの問題をどういうふ

うに考えるかということなのだが、これはむしろ馬場さんにうかがって、お教え願ったほうがいいのではないかなと思う。

丸尾 私は日本の現状から離れて、頭の中で考えやすい習慣があるのだが、そういう点をご指摘いただいてありがとうございます。

まず資本参加の場合だが、これはおっしゃるようにスウェーデンの場合は棚上げになっていて、1979年秋までは結論が出そうもない。その委員会の報告自体もまとまったものになるのが難しいようである。しかし一応、経営者団体の委託で設置されたワルデンストローム委員会が案を出しているし、ホワイトカラーの組合(TCO)も出しているし、A. リンドベックをはじめ個人のいろいろな提案もあるので、労使の代表の参加している政府の委員会で妥協の結果が出てくると思う。オランダの場合、スウェーデンを越して先に増加資産分配制度(Vermogens Adnwas Deling 略称 VAD)という政府案がまとまったというのは、やはり労働党とキリスト教民主党が妥協をしているからである。すなわち年々の超過利潤の15%のうち、半分をその会社の従業員持株に、他の部分を労働者の共同基金にするという構想であり、一方の共同基金のほうはスウェーデンのメイトナー案的であり、他方の個人持株にするほうは従業員持株的になっている。スウェーデンのように、全部共同にして、個人には分配しないということになると、まとまりはなかなか難しいと思うが、オランダのような妥協方式が今後考えられると思う。イギリスの場合、法制化の見通しがついた従業員持株制は、自由党に引っ張られてつくられたものであり、ほとんど従来の従業員持株制であって、労働者共同基金の要素を欠いている。

日本も従業員持株制は、日本生産性本部の調査だと、回答がきた中だけで見ると、62%の企業に普及している。ただし共同部分が少ない。そこに共同基金的要素をうまく織り込むような形でいくと、日本でも勤労者資産所有制度は意外と発展の土壌があるのではないかなという感じを持っている。

それから日本の経営参加は、どのアンケート調査を見ても、重役会参加とか、法制化には非常に反対が多い。賛成は労働組合を含めて非常に少ない。労使協議制を拡充強化し、インフォーマルだけれども事実上共同決定に近づけていくという考えが非常に強い。だから法制化して、重役会に参加しての共同決定ではないけれど、労使協議制を高めていって、それが事実上の企業運営の共同決定機関に近づいていく。それから専門委員会ができて、

安全問題とか福利厚生とか従業員教育等々の分野で共同決定していく。そういう形の労使協議制型労使共同決定方式で当面はいいのではないか。私のいう参加システムというのは機能がそうであればよいのであって、国によってまた、労使関係の発展段階によって多様な形態があってよいと思う。

そう考えていくと日本の場合にも、労使共同所有、共同決定の構想は、それほど非現実的ではないと思う。

馬場 平田先生から大変難しい問題を出されたが、雇用政策と福祉政策との関連ということだが、わが国の雇用政策というのは、政策当局が意図している政策の路線を越えて、いわば近代化した労働市場というようなものからはずれた、小零細企業を中心にして、グレイマーケットがある。グレイマーケットと言っては悪いがそういうものがある。

だから、たとえば高齢者の場合においても、外国たとえば OECD が日本を審査したときに、55歳で定年で、しかも65歳以上の高齢者の雇用は、世界的な水準と較べて非常に高い。ヨーロッパはだいたい15%だが、日本は50%である。

そういう小零細企業に展開をしている、近代化していない雇用市場というのが、実は労働力率を高めているので、したがって雇用政策の1つの目標である、労働市場の近代化という線を、早急に進めると、そういうグレイマーケットがなくなってしまう。

OECD が来て調査をしたときに、55歳で辞めて、条件が少し悪くなくても、小さな企業に勤めていて、やがてリタイアをするということで、本当に近代的な雇用というものとリタイアが直結しないで、その間にバッファ、果たしてバッファと言えるかどうかかわからないが、バッファがあるという点を強調して、日本は結構だということを行っている。

だから日本の場合も、そういう非近代的だと言われているものを早急に何とかしなければならんということを表面に出すと、55歳と65歳というギャップが出てくる。65歳に伸ばすか伸ばさないかというものも、現に65歳で男の場合は50%近く労働力としてまだ働いてるのだから、それに急激なショックを与えないで進めていくという、そういう目標の実現性が出てきた場合には、65歳というものを定年延長のターゲットとして掲げることは政策的な意味があると思うが、その条件の達成の見通しが見えないということになると、早急に60歳から65歳に、紙の上で延ばしてみても、私はあまり効果はないと思う。

それらご存知のとおり、オイル・ショック後雇用関係が非常に悪化したと言われているが、完全失業者は100万をちょっと越えて、110万程度である。しかしその間において、労働市場の近代化という線から見ると、常雇工から臨時雇になるとか、あるいはパートになるとか、そういうことで雇用市場は悪化をしている。そういう意味で、何か日本的な意味では、ジレンマというのがあるのではないか。

そういうことで65歳が望ましいからと言って、65歳を定年延長のターゲットとして明示することについては、その実効性から見てまだ疑問があると思う。

地主(社会保障研究所) 2点ばかりおうかがいしたい。第1はいま平田先生からも出された問題だが、丸尾さんは福祉政策の高次元化の重要な柱として、フローの再分配から、ストック再分配へということをやっておられる。そしてフローの再分配が先進諸国でいろんな意味で弊害を持ってきた、また壁に突き当たってきているというご説明があった。

しかしながらもともとフローの再分配というのは、そのことが最終目的ではなくて、それをとおして、いわばストックの再分配をはかるわけである。もちろんフローのための再分配というのものもあるが、ストックを最終的な目標にしながら、いつも手だてとしてフローの方式を使うということがあり得る。

事実丸尾さんも、労働者側の貯蓄が経営者側のそれを上回って、その状態が長く続くと、ストックそのものの再分配政策で経営関係が逆転すると述べておられる。このような方式は大いにあり得るし、場合によってはそのほうがソシヤルコストが小さいということもあり得る。先ほど社会契約についていろんな意見が出されているし、いろんな評価があるわけだが、社会契約というものに限らず、たとえば農林水産物の価格支持政策の問題にしても、こういった観点から考えてみることも可能だと思う。

だから現在、ある国で採用した社会契約が失敗した、あまり効果を上げなかったということからすぐに、もう所得再分配政策は行き詰まったのだと考えるのは、やや早計ではあるまいかと思う。その点をどういうふうにお考えになっているかというのが第1点である。

第2は、福祉政策の総合化がどうして必要かということで、高齢化への移行と、経済成長の減速化を挙げておられる。そして1つの例だということで、回帰式が出されている。この式で社会保障の対GNP比の決定に一番大きく寄与しているのは、決して高齢化比率ではなく、

ここでは失業率とか、あるいは政府の一般会計に占める社会保障費の比率であるとか、そういったものである。

だからこういう分析をなさる場合に、どの程度のタイムスパンを考えておられるかということで答えはかなり違ってくる。事実かなり長いタイムスパンで分析をしていくと、社会保障費の対 GNP 比に対して、たとえば家族規模の縮小というものが、非常によく効いてくる。こういう研究も出ている。

つまり社会保障というのは、もともと将来に対する不確定性をできるだけ少なくするという、そういう効果を持つものだと思えるならば、むしろこの説明のほうがもっとわかりやすい。もちろん最終的にはおそらくここで出されたようなモデルになるだろうと思うが、それはしかしながらまさに短期的な社会保障の対 GNP 比の運動を説明するだけであって、これをより一般化して、社会保障の対 GNP 比はこんなふうに変うのだと、こういうふうにはなかなか言えないのではないかな。

丸尾 有益な指摘をありがとうございました。第1点は、たしかにフローの再分配からストックの再分配へと言ってしまうと、ぜんぜん違う性格に見えてしまうが、私が考える資産分配の平等化もフローの再分配を通じてのストックの再分配である。ここに出ているモデルはそういうことであり、ご指摘のとおりだと思う。ただフローの再分配がストックの再分配にうまくつながるような制度ができていなかった。そこでそれをうまくつなげる制度をつくると、フローの再分配がストックの再分配になっていく。国有化にしろ財産の再分配にしろ、ストックそのものを再分配するという、そういう方式はかなり社会的抵抗があったり、いろいろ問題があるから、フローの再分配を通じてフローの再分配プラスストックの再分配政策をやっていくのが妥当だと思う。

もう1つの点は、私が示した回帰式の非常に痛いところを突かれている。計量をやっておられる方はご承知だと思うが、計量式というのは一種の芸術で、要するに用いる変数が、被説明変数にどう効いてくるかというのは、変数の取り方とか、どの期間を取るかで、かなり違ってくる。相互相関のある2つの説明変数を入れると、一方の変数 α の係数がマイナスになってしまったり、著しく小さくなったり、 t 値が小さくなってしまうという問題が出る。

そういう意味で、いろんな変数を入れた組み合わせがあり得ると思う。だからあらゆる可能性を計算してみて、一番納得のいく式を考えていかなければならないと思っ

ている。そのような計算は今、ある団体でやっているの、そのうちに、良い結果が出来上がると思う。

山田雄三(社会保障研究所) 先ほどから丸尾さんのビジョンの日本へのアプリケーションということがいろいろ問題になっているが、私もその点にちょっと疑問があるが、その前に、これも先ほどから問題になっている(2)式、これは丸尾さんはだいぶ遠慮されて説明がまずかったとか、何とかと言われたが、私の感ずるところは細かい点はともかくとして、たとえば丸尾さんはここでは社会保障受給者だが、高齢人口から言えば65歳以上はいま8%だが、それが20年、30年後には20%近くなると言われている。これは高齢人口で受給者人口ではないが、その例で言うと、丸尾さんの言われたのはいま8%のものが20%にも上がる可能性があるけれども、それをできるだけ押さえると、15%とか何とかに押さえることができるのではないか、受給者を何らかの意味で押さえることができるのではないか。したがって α 、これは給付額の対 GNP の比率だが、それもできるだけ押さえようという、こういう意味をこれは現わしている。

ただ δ とか γ の背景に(3)式とか、(4)式などを持ってくると混乱を招くが、われわれがいま年金制度をもう少し合理化しよう、あるいは医療制度を合理化しようとしているのは、高齢人口はどんどん進むけれど、それに対応してできるだけ受給額の比率なるものを押さえようということなので、ここでは上昇を押さえるとか何とかという言葉を使っているが、むしろ上昇を緩和するとか、そういう意味に理解すれば、何もそう遠慮されることはないのではないか。それが1点である。

そこで問題は、そのビジョンを日本の場合に、どういうふうに応用するかだが、その場合のフィージビリティ(feasibility)というものを考えないと、ビジョンが浮いてしまう。フィージビリティの問題になると、私も大いに丸尾さんに対して疑問を抱く。というのは、一番根本の問題はいまの市場経済あるいは社会構造の中で、利益の集団化というものが行なわれているということである。これはヨーロッパもそうだが、とくに日本ではそうである。

そういう利益集団化がある。大企業があり組合があり、医師会がある。そういうものをどういうふうに変えていくのか、あるいはどういう手段でそれを変えることができるのだということを言わないと、インテグレーションでいいのだが、インテグレーションをさせるための、もう一歩手前の手段というか、その返答がわれわれとしては欲しいわけである。

丸尾 2番目の問題だが、インテグレーションが必要だというだけだったら、ネコの首に鈴を付けければいいということで、そのやり方が参加システムだと言っても、まだ答えにはなっていないと思うが、1つの具体策は政策決定プロセスに利益集団を参加させることだと思う。しかし医師会が参加している審議会があのとおりではないかということなので、楽観はたしかにできない。参加制度でも新しい福祉政策でも導入障害と導入コストが大きい、その山を越すと参加が日常化して、何かができるように、うまく機能すると思うわけである。

私が参加という場合頭に置いているのは、イギリスやスウェーデンの王立委員会とか、あるいは北欧に多い政策形成の場合のボード組織だが、いろいろ問題はあるがだんだんと機能しつつある。参加はそれ自体が実習効果とコミュニケーション効果があるので、それが日常化し、本当に恒常化していく段階に効果が出てくると思う。日本の場合でも福祉政策でも、年金、労災、雇用関係等々ではかなり日本の労働組合参加も機能をしていると思う。参加や社会的選択のシステムがどう機能するかの研究は今後にまっところ大きい、山田先生やミュルダールの強調されるフィージビリティ（実現可能性）を十分考慮して現実性のある参加システムの在り方を研究していきたいと思っている。

前田（東京都老人総合研究所） 丸尾先生のビジョンの大きな柱の1つとして、年金をできるだけ少なくするために、高齢者を働かせるというか、働いてもらうんだというお話があったので、そのへんについてちょっと私の考え方を申し上げたい。

65歳まで働くのは私も賛成だが、65歳以上の老人に働いてもらうということは事実上非常に難しいし、また社会的反作用が大き過ぎるのではないかと思う。

1つはこういうように工業化が進んでくると、かなり高齢になるまで専門的な仕事をする人が増えてきて、退職後にその仕事を続けられるという人は非常に少なくなる。老化というのは冷厳なる客観的事実で、そういうものがコントロールできるようになるのは、遠い先のことであるから、事実上そういう仕事ができないとなると、別な仕事に移らなければならない。そうすると非常にディグニティの下がったような仕事をしなければならないということになってくる。そうするとそういう仕事を選択する人は非常に減るのではないか。一部エリートクラスは別である。きょうここにおいでになっている先生方のように、70歳になるまで大学教授をやっておられる方はいいのだが、大部分の日本人は一般国民はそういうわ

けにはいかない、事実上働かなくなるのではないか。

先ほど馬場先生から、現実には高齢者の雇用は非常に高いというお話があったが、大都会における老人雇用の実態というのは非常に冷くて、たとえば清掃会社とか、そういうところの下働きをしている老人あるいは病院の付添婦をやっている老人、あるいは家政婦をやっている老人というふうに、そういうところに実は高齢者は吸収されている。福祉国家になったときに、老人をそういうところで働かせるというわけにはとてもいかないと私は思う。

それからもう1つの大きな問題は、先ほどお話が出ていたが、65歳の高齢者の雇用をすることによって、若い人の雇用の機会を圧迫するということは、社会的にあまりにも反作用が大きいのではないか。実はアメリカの若年者の非行、犯罪というものには、若年者の失業というものが非常に大きな影響を及ぼしている。最近聞いた話だが、高校の先生が教壇で射殺されるというケースがずいぶん増えている。そういうような社会にしまつては、高齢者は雇用を得ても話にならない。

そういうことでは具合が悪いので、基本的には年金で健康な生活を保障するという体制を取るべきだと思う。働くいい機会を得られた者は働けばいいくらいに考えておかないと具合が悪い。そうすると先生のおっしゃるビジョンの1つの柱に、65歳以上の高齢者も働くということを入れておくということは無理ではないかと思う。

丸尾 私は雇用と年金との間を選択的にせよということで、誰もが働かなければならないということをするのではもちろんない。なお若干高齢者雇用に関しても、希望的期待があったと思うが、高齢者を雇用する場合、今の日本の非エリート労働者のように定年から急に価値のない仕事に移るというやり方でなく、もう少し制度的に、段階的にパート雇用へ移っていく必要があるのではないか。それから仕事は、権力とか地位は高くなくてもある程度高齢者の生き甲斐を感じさせるような仕事というのは、これからの生活の質社会ではかなりあると思う。

生活の質というのは、たとえば文化的な価値のある建物を保存したり、博物館をうまく生かしたり、あるいは高年者を含む学習サークルを発達させたり、街や住宅街を庭園のように美しくしていくことなど、いろんな面がある。そういう分野をもっと本当に研究して考えていけば、高齢者が非常に生き甲斐を持って働けるいい職場はたくさんあると思う。そういう意味でなるべく前向きに、職種を開発していきたいという気持ちが出て、楽観的に書き過ぎているところがあると思う。今後勉強

させていただきたい。

伊部 (厚生年金基金連合会) 丸尾先生の status を総合的に考えるという基本線に対しては同感である。それは別の言葉で言えば福祉政策における公的セクターと私的セクターの役割りを考えて、その間の総合化を考える、システム化を考えるということだろうと思う。

そこで公的政策の限界というか、機能、在り方というものを、金がないからという点で議論が出ると、たとえば関係者のほうからは、けしからんという議論が出てくるし、いわゆる大蔵省的だという発想があるかもしれない。しかしそういう公的政策の機能なり、在り方なりという議論を、これはあまり評判のいい議論ではないと思うが、やはり明確にしないと、現在の日本においては公的政策が無制限に肥大するだけである。

そこでぜひ公平なお立場にある先生方のお立場から、公的政策の姿、機能、限界というものを明確にしていた上で、政策としてどう統一するか、調整するかということをお考えいただく必要があるのではないか。公的政策が今日既に限界に達しておるという意味ではないが、到達すべき限界を明瞭にしないで、こじばらくはしてきたというのが、率直な姿だと思う。これはもういっぺん立ち止まって考えなければいけない。それは金がないからという意味ではない。もっと国の経済、社会、あるいは人間性、その他を総合して、そのことを考えてみる必要があるのではないか。

それから年金のことだが、フレキシブルに考えるということに非常に賛成である。65歳以上についても考えるという点についても賛成である。たとえば老人のお世話をするというような職業は、これはアメリカなどでは会社がやってるそうだが、そういう新しい職種、職業を開発していく、民間資本を導入する可能性が、たとえば警備保障会社のように、日本でもないことはないのではないか。これは努力の問題になると思う。

それから年金のフレキシブル論、ヨーロッパの最近の動きについて、高齢者の失業問題よりむしろ定年を下げるためだという面があることは否定できないが、また一面において65歳以上の就業者を優遇するという政策を打ち出している面もあるので、必ずしも定年を引き下げるというだけではないということを申し上げておきたい。

それから日本の年金制度において、65歳以上の在職高

齢者に対して、年金を支給する制度を46年に施行したが、実は私はこの制度の政策的意味がよくわからない。その後60歳から支給を低所得者に関していたしましたのは、当時の現行法では厚生年金の被保険者をやめない限り年金を受けられない、したがって1万円でも2万円でも収入があるとストップするという状況であったので、その60歳から65歳までの制度はまさに就労促進の意味であるということを申し上げておきたい。

それから中高年問題について、これは私も聞き違いがあるかもしれないが、現在の労働力調査は非常に実情に合わないのではないか。過去1週間に1時間働いても失業者でない。あるいは第1次産業あるいは自営業者において、ちょっと奥さんなり、店番をすれば、働いたことになってしまう。そういう統計上の問題が非常に大きいのではないか。

国際的にも日本の失業率は2ポイントなにがしとか、1ポイント5とかというのが、非常に有名であるが、これはもう少し公平な数字を出したほうがいいのではないか。国内的にはそのほうが政府はいいかもしれないが、国際的には非常にまずいことになっている。最近数名の外国人の方が見えて、いずれもその2ポイント0とか1ポイント5とかを盛んに強調して帰る。

そこで中高年問題の現在の統計による議論は、基本的に間違いではないかと私は思っているので、これは感想だけだが、お教えいただければありがたいと思う。

丸尾 総合化の中で公的政策と私的あるいは中間的政策との整合化、あるいは総合化が非常に重要であるということは、おっしゃるとおりで、ここは何か最適な例を1つ挙げて、ご説明をしなければならなかったと思う。

とくに伊部先生のおいでになる厚生年金基金の位置付けのようなものは、まさに公的年金と企業年金とが関連するものであり、そのへんのもののあるべき姿については、イギリスあたりでは大変な議論があったけれど、日本ではわりに議論されないが、大いに日本でも議論して、本当に合理的な整合化の方法を考えていく必要があるかと思う。

その他のご指摘はすべておっしゃるとおりだと思う。

司会 まだご質問があるかと思うが、だいぶ時間を超過したので午前の部はこれで終わりたいと思う。レポーター・コメンターの方ありがとうございました。(拍手)